

(註) 天保十二年五月二十八日、宣教館世話方より奉行宛請書

〔一八五一〕脩正舎記録

教諭所取建之儀、先達而北小路三郎より奉願、御聞届之上、追々御上様より厚御沙汰被爲成下候に付、講日毎には諸人出席講釋道話聽聞仕、何之辨無之若輩もの迄も、行跡等相嗜候志に相成候事、偏に御仁澤故之儀と、誠以難有奉存候、然る處、右に付ては、彼是雜費相懸り候得共、差當り其出方も無御座候故、自然右等之處より、講釋道話等中絶仕候様相成候ては、歎敷奉存候間、何卒永續之世話仕度、有志之者共申談じ、少々宛金子持寄、當時金四百兩相集候間、右を貸附に仕、利金を以雜費之助に可仕哉と奉存候得共、右貸付之儀は、逆も私共にては行届不申候に付、恐多御儀に御座候得共、此上之御仁惠を以、右金子月五六朱の利息にて、御役所様より何方へなり共御貸附、毎年七月十二月に利金御下げ被爲下候は、右利金之分は雜費之助に仕、

おのづから永續之基にも相成可申と奉存候、乍然町家と申ものは、事に寄盛衰も御座候事、

(註) 天保十二年五月、宣教館世話方より奉行宛願書

〔一八五二〕久世條教

早川令君、宰久世笠岡二縣、十餘年于茲矣、政理醇厚、篤誠欵愛、視民如子、隨事開曉、嘗爲條教、布告部下、以正禮俗、明倫紀、吏民捧讀、莫不感悅、興起而傳寫、互誤、魯魚亥豕、殆不可讀、父老患之、請刊刻以頒於管内、君謙讓未允、懇請不已、而迺許之、命清光叙其由、因誦古之言曰、忠于愛民、卽忠于事、君令君有焉、又曰、祇承君之法度、行孝悌於其家、服勤稼穡、以供王賦、此兆人之忠也、蓋父老之志云、

(註) 「序」の全文

〔一八五三〕久世條教

右吾郡下の百姓に頒ち授月毎に讀て令記取ものなり言の俚き文の拙きをいとはず唯さとし易きを此書の本旨とす久世の典學館笠岡の敬業館のごときは常に教諭の所なるをかたじけなくも去年午の春敷地のみつきもの永く御免しあるは支配所のものども善にすゝみ候やうにとの御趣意實にありがたき事ならずや此旨を心得彌風俗をあらため可申事肝要也

(註) 跋の全文

〔一八五四〕五條施教

孟子謂善政不如善教蓋其得民財與得民心判然有差焉然後世爲政者但嚴法威刑乃制其外而道德齊禮善格其內者特鮮矣明府池田君但季嘗有慨于茲令和州數郡宇智宇陀吉野城上于茲三年德政撫養忠告善誘視民病如視己病常教民曰無好末技無墮田作無傲賭博無作爭訟然偏疆僻地俗難遽變於是謀父

老興學舍於我邸扁曰主善然使不肖公廉幹教諭事若其深山窮谷不得就聞者時巡而敷教由茲民漸革面嚮風君嘗謂山民野氓劇教以聖訓之難會不如以俚言之易入諄々諭之因作國字教辭題曰施教闔境奉讀迄旄倪莫不服膺矣然其書訛謬日傳帝虎月殖人竟患叵讀時有志者請鑄梓以施諸管內君謙不敢許父老恐其誤傳恭冒教旨切請再三遂許之鑄成命公廉序之因謂君之倦倦于教民也雖文翁蜀郡之化陳襄僊居之治未必多讓也而民之化之也爲訟清盜息孝悌力田禮義讓路之俗不亦難矣所謂善教民愛之善教得民心庶幾乎於是謹措序言爾

(註) 「序」の全文

〔一八五五〕五條施教

此書は吾おさむる數郡の村々にほどこしあたへて一文不通のものまでも聞へやすきがためにとて詞の拙きをかえりみず只諭しやすきを本

意とせり、月々の暇には村長又は出家醫師の輩村中の男女をあつめ讀聞せ説さとし壹人にも悪き習せを改て善道にうつり田がやし木こりの業をはげみ公事訴訟の僻をやめ三綱五常のおしへにそむかずして古への路を譲り畔をゆづりしよき風俗に立かへりかゝる泰平のめでたき御世をうたひたのしむ民ともならしめんとおしゑみちびくべきものなり

(註) 跋の一節

〔一八五六〕大原幽學書簡

清水御領下總國香取郡長部村に逗留罷在候浪人大原幽學奉申上候私身元竝に平日勤行之儀御尋に御座候此段私儀御本丸御小人目付高松彦七郎弟にて六歳の砌り尾州家來へ養子に罷越仔細有之十八歳の節離縁仕夫より浪人にて國々廻歷仕去る天保十一年長部村伊兵衛方へ折々逗留致し心學同様の講釋仕候追々門人相増教導場手狹に相成門人共申合せ

教導所普請立度旨申出候に付度々差留候へ共手狹難儀之趣きの由不取用普請仕候儀之旨申上候處門人共右大行の普請致し候儀取用不候とて其儘差置候段兼ての教筋にも齟齬致し如何之旨蒙御察當御尤至極恐入候儀にて教導筋の儀は別帳に認め奉申上候通り相違無之御座候右御尋に付少しも相違不申候

(註) 嘉永五年六月、幽學の辯疏狀

〔一八五七〕大原幽學書簡

私無學文盲に候故國々經歷の中諸先生の教を乞ひ受て程子朱子深切の教に継り且聞及候藤樹先生の教方に継り己れに勤て人に及すの教諭仕候儀故皆己れが心を學ぶの儀にて教導所則改心樓と相名け講釋の節は尙改心專志可致出席旨門人共へ申入置儀に御座候

(註) 嘉永五年六月、幽學の辯疏狀

〔一八五八〕長部村名主見習良左衛門書簡

清水御領下總國香取郡長部村名主見習良左衛門奉申上候私村方に罷在候浪人大原靜齋事幽學と申者性理學と唱ひ教導始末竝改心樓取立候儀御尋に付左に奉申上候

(註) 嘉永五年六月、幽學門人の辯疏狀

〔一八五九〕長部村名主見習良左衛門書簡

性理學と唱候は全く心學に御座候教導場を改心樓と名付心を改め候學にして改心するの志無き人には入場相斷る様常に言聞置候事に御座候私共廿六歳にして入門仕候處身の危き事を不知不孝に陥り候儀を被申聞夫迄父母數年心痛を思出し身體無置所心地に相成り自分と改心仕候後村方を見渡し候處百姓一方に無之餘業木挽渡世の者計にて百姓一方は私家斗御座候右木挽共諸國經廻り惡敷事を見聞其風を村内迄押移し

風俗甚だ不宜敷右様に候故自分は何様相成とも名主役の事村方を取扱ひ不申候ては不相成儀と存親共へも申談一身決定して村方を可救と存候處良藏と申者共に丹誠致度申候に付則申合村方の者共へ改心可致申聞候得共聞入申さず譬家は滅亡候共子孫永續不致候共不孝に相成候共酒は相止め難き杯と申者有之困入其段幽學に申談候處未だ實意少なき故自分より能々改め勤め候後可申諭右教之通相守勤め候處段々改心歸伏し候者多く相成人々は迄不孝せし事後悔致す様相成村方穩和に相成潰れ百姓取立候儀にて改心樓と名付教導の儀字八石と唱候親ら伊兵衛持山地開門弟多く打寄談判出會の上輔理候儀にて別段御領知役所へ願上候等不仕自己取建候儀にて此外何にても可申上儀無御座右御尋に付奉申上候通り相違御座無候

(註) 嘉永五年六月、幽學門人の辯疏狀

〔一八六〇〕御趣法願向被仰渡書並證文控帳

素當村之儀は北に大山を構ひ陽徳を懷き西之方より用水を引流し南に大川有て悪水不湛水旱之患なく郡中七拾八ヶ村之内稀なる村柄譬は原方組合十里木新田相州三洞山家村々抔之土地柄に候はゞ買人は勿論引請人も有之間敷候處他領他村より出金致し買求め候土地之貴き所以を知り又自然と田畑に相成居候儀にも有之間敷初發は木を伐り草を刈道を築橋を掛用水悪水を掘石を積て畔を立土を運て田となし畑となし候祖先之丹誠を思ひ出し速に驕奢を省き節儉を盡し相互に讓合奉報御國恩候様相心掛はゞ借財返濟田地請戻は不及申困窮を免れ不願して村柄古に立戻り子孫永々飢渴之憂有之間敷段終夜鷄鳴に至る迄御理解被成下置一同奉承服其後報徳講と名付て打寄り大凶荒饑饉之節預御救相助り候夫食御返納之手段並用水悪水道橋之普請其外山草刈取干束置難澁人或は病人無據肥し差支候者へ遣し或は蒔仕附手入耕し等相余荷村柄

取直し申度相勵候得共數年困窮難澁いたし居候極難村之儀に付何卒格別之御憐愍を以村柄御取直し御趣法被成下置候様偏に奉願上候

(註) 天保十一年駿州駿東郡御厨藤曲村百姓より二宮金次郎宛

〔一八六一〕報徳記  
卷之二

物井村農夫岸右衛門なるものあり、少しく才知あり、性吝嗇にして剛氣なるものなり、先生櫻町陣屋に至るより、日夜艱難苦行を盡し、衰邑を興し、百姓を安ぜんとするに、之を嘲り之を誹り、邑人をして先生の徳に歸せざらしむ、自から大言を吐き三絃をひき謠をうたひ再復の仕法に相反するの行ひをなし、歳月を送ること七年に及べり、先生寛大を主としてこれを戒めざるは、其の自然に己が非を知り自から悔るの時を待つなるべし、然るに先生の丹誠實業月を重ね年を経るに及びて彌々厚く、功績次第に顯れ、良法の良法たる所以明白なるが故に、岸右衛門思へらく、前々小田原より

此の地を再復せんが爲に出張するもの幾人、一年を待ずして或は退き或は走れり、二宮氏命令を受け來ると雖も、必ず前轍を踏まん而已、假令如何なる仕法を下せしも、此の地の再興成就すべき道ある可らずとせり、然るに七年に及び、其の丹誠益々厚く、功驗日々に著し、我斯の如き仕法に敵し、年を経ば三邑再興近年に成り、罪人に陥らんこと眼前なり、今速かに前非を謝し、共に興復の事に力を盡し、後榮を取らんには如ずと、是に於て人をして岸右衛門仕法に感じ力を盡さんことを願ふと言はしむ、先生其の舊惡を咎めず、悦びて其の請を許せり、岸右衛門陣屋に來り先生の指揮に隨ひ、丹精を盡さんと云ふ、先生之に教ふるに仕法の大意、人倫の大道を以てす、岸右衛門始て廣大の道理を聞き大に感激し、是より日々邑に出でて指揮に従ひ、土功の卒先となり、専ら力を盡せり、

(註) 「物井村岸右衛門を導き善に歸せしむ」の條

〔一八六二〕上假名世説

石田梅巖

勘平と稱す心法の學をもて人を導く

四十二三歳の時奉公を引退き夫より諸家の講釋

を聞き四十五歳の時京都車屋町通り御池上る所東側に住居しはじめて講席をひらき表の柱に書付を出だしおけり

〔一八六三〕一話一言卷四十四

心學といへる事京都にて専ら流行す享保の比京都瓦町に石田勘平といへるものありて是を弘む略○中門人手島堵庵といへるもの其道を得て大に流行す前訓、我杖、安樂問辨、朝倉新話等を著すその門人松ばや松翁(伊右衛門)尾張屋道順中澤道二(糸のいんきよ)元は法華宗の僧といふ(三子)高弟とす俗に松翁を顔回に比し道順を子貢に比し道二を子貫に比すと、いふ道二東都に來て茅場町醫者米田一貫といへるもの、宅にて心學を講ず略○中又鎌田一學といふものあり賣卜先生糖俵并後編ありべか、り

を著す

(註) 「心學の事」の條

〔一八六四〕鳩翁道話  
壹之上

聖人の道もチンプンカンでは、女中や子供衆の耳に通ぜぬ、心學道話は、識者のために設けました事ではござりませぬ、たゞ家業に追はれて隙のない、御百姓や町人衆へ、聖人の道ある事を御知らせ申したいと、先師の志でござります故、隨分詞をひらたうして、譬を取り、或はおとし話をいたして、理に近い事は神道でも佛道でも、何でもかでも取込んで、御話し申します、かならず輕口話の様など、御笑ひ下されな、これは本意ではござらねども、たゞ通じ安いやうに申すのでござります、

〔一八六五〕増訂武江年表  
卷之七

京師の手島堵庵が弟子中澤道二京西陣系屋隠  
居龜屋久兵衛江戸に來りて、茅場町なる醫師前田一貫が宅にて心學を講じけるが次第に聽衆集りける故、神田相生町向の片町に參前舎を建て講談の所とす、道二翁道話といへる書數篇梓に鏤て世に行はる參前舎は今に相續し  
て講談絶ゆる事なし

(註) 寛政三年四月の條

〔一八六六〕北條玄養書簡

此度御眞跡御畫像御下向に付廿一日於三前舎奉掛都講中始一統拜禮仕候而道二先生より平賀新五郎様御請取次に私に御渡夫より本多樣より御迎に被出候橋本義助殿當時郡奉行被相勤候處當日御使番役被請候が被罷出候に付橋本義助殿に私より御渡申上義助殿請取足輕三人被召連釣臺に乗せ三人附添被相歸候私も御供仕御屋敷迄罷出候誠に賑々敷御事にて御座候廿一日は三前舎定日に付聽衆も夥敷御座候處中休之節右

拜禮□□相渡し仕候事故大勢之人々も何事に候哉わけは不存殊之外  
評判に御座候私儀も是迄都合七ヶ所舎號建立仕候事故冥加至極不過之  
奉存候此上にも所々願出候所も御座候へども不徳之私御世話を申上候  
て後に衰候様にも相成候ては却て思召にも相背候様にも被存候間先づ  
是迄にて此上は舎號取建も廣め候事も見合御斷申上候積に御座候

(註) 寛政九年七月二十九日附、吉田甚兵衛、淺井祐敬宛書狀中の追而書(別啓書)

〔一八六七〕北條玄養書簡

私義も近々野州邊に出立申候烏山表大久保山城守様於御在所に存養舎  
之義及御聞御満足に思召此度御地面御拜□被仰付材木等も被下候て存  
養舎此度出來申候右に付此度罷越候様に御頼を請近々發足仕候尤廿四  
日御祭祀開講共に於存養舎相勤候積に御座候是迄は存養舎隱宅之明候  
を借り請舎に仕候處此度上より被仰付候間舎中一統に難有がり申迄も

無御座候尙又石川様御在所より立寄吳候様に御同心に被仰付難有奉存  
候是にも立寄申候積に御座候其段御役人衆より御在所え被仰遣候右道  
中宇都宮誠形舎にても御舎中方御頼に付五七日も逗留仕候積彼是三四  
十日も相勤候て十月中には歸府仕候

(註) 寛政九年九月五日附、淺井祐敬、吉田甚兵衛宛書狀 ○「御拜」の後領又は借の字脱落か

〔一八六八〕村井由清書簡

愚拙義も當三月京都於明倫舎に西國筋順講之印かん下し置れそれより  
備前の國へ下り則岡山おもてにて御家中にて御大身様よりも召出され  
候に付それ故ていはつ仕それより近在近國よりも段々相頼れ方々と修  
行がてら順講仕中にも備前岡山において舎(三行舎と申候)出來仕ことに  
御城下は(其外近在とも)八九分通は法花衆に而御座候間右貴君様仰聞ら  
れ候妙法蓮花經の文面をやわらげ道話仕或は儉約の文面猶又故石田先



生の御儉約の書物等さしくわへ御家中方於町方に日を重道話仕候處今にては御家中町方合凡百三四十人も御社中有之追々京都へも登られ是とても大先生並に尊公様の御影と毎々難有仕合に奉存候それに付拙者義も追々修行仕只今にては右御靈宮御旅所に在宿仕所は大阪下ばくろ町右旅所にて甚閑居の所にて則在宿の間は月々二七の定日を勤め段々近邊に社中方出來ことに近邊は西國筋の船問屋にて毎々藝州豊前豊後其外商人舟多く着いたし右商人衆とうりう中道話てうもんいたされそれより段々と修行被致候人々も多く有之於拙宅に琢磨札相渡しさつそく京都へ御だんしよてうだいに知られ候人々も御座候に付來春にては豊ぜんぶん後より愚拙に下り候やうに追々書狀も参り申候是と申も誠に先年逗留中御示し被下尙又ちりづかなんどのうつし本の御影と返すくも毎々思ひ出され何とぞして近年の中に御禮御見舞方々参上仕拜顔の程をたのしみ罷有候

(註) 寛政十二年十二月二日附、關口保宣への書狀

〔二八六九〕增訂武江年表  
卷之九

神田相生町向参前舍に、心學師備後の人中村徳水出席、聽人多し

(註) 嘉永二年七月の條 ○参前舍は(一六〇三)参照

〔二八七〇〕海録  
卷十八

天明七年の頃、小川町、柄木町近藤左京様長屋にて中澤道二道話被致候砌出雲屋和介と申後に植松  
自謙と云、人生國信濃の農家にて江戸に出て、赤坂田町邊に店借り、貸本渡世致居、心學執心にて、一六廿五日の定日をかゝらず近藤屋敷へ來り、道話を聽聞せり、中其後駿河臺袋町堀田様屋敷にて道話あり、夫より神田相生町の今の舍となる、

(註) 「植松自謙事跡」の條

〔一八七二〕梅翁隨筆  
卷之四

下谷長者町道二宅にて、一六日講釋ありて、老若男女の聽聞多し、廿五日は小供への講釋にて大人は聞事をゆるさず、尤茶たば粉を出せども、いさゝか謝禮をとる事なし、連中より寄進するによりてなり、道二といふもの、寛政のはじめの頃より世に名高く聞えて、大名高家へも召出され、信ずる人少なからず、その申所朱子學と佛道と相半するとして、愚夫愚婦承りて耳に入りやすきゆへ、益ある事多し略○中 神のおしへをまもる事能はず、聖賢の道を辨へず、佛道をしんぜざる者には益なきにはあらずとて、やごとなきかたにも捨させたまはずとぞ、

(註) 「道二物語の事」の條

〔一八七二〕無由言  
下

翌日暮に及び津山へ着いたし、御用宿紙屋助右衛門殿かたへ落着申候、其

夜町年寄並舊社中追々參られ相談し候處、幸に翌日節句に有之候故一日休息致し、六日より道話相始め申候、尤席は惣會所に相定り申候、但し町々日割に相成、晝は前訓、小兒五六百人集り申候、夜は道話にて千人に及び申候、此地は植村先生開發の地にて、其後御召抱に相成、年々當地教諭致され候、餘風相残り、すべて嚴重に行はれ候、

(註) 天保五年五月四日の條

〔一八七三〕上河洪水制定定書

諸國心學御社中方之内、弘く講釋道話等被成度、御心ざしの方も御座候はゞ、其所々之舎に於て、數度御講習被成、御老友方に、御聞糺し貫に相成候上、御一統可然と御申被成候はゞ、其所々之御都講方御連名之添章御貫ひ被成候て、京都へ御登り可被成候、京都明倫舎に於て、又々數度御講習可被成候、老友共得と聽聞致し候上にて、故先生方之御説き方と相違も無御座候

はゞ、三舍之印鑑并添章御渡可申候事、

右者先年より、堵庵先生和庵先生諸方順講心得書に、御記し被成置候大旨に御座候に付、此度相改諸國御社中方へ得御意置申候條、以來此規則に不洩様御互に急度相慎申度候、若又右に御背被成妄に講釋道話等御説き廻り被成候御方も有之候はゞ、其人は故先生方の規則洩、且は御斷書之表にも御背被成候事故、無據、三先生御神靈に奉告、破門いたし候上、御名前書顯し、其旨諸國御社中へも早々申通候間、已後左様に御心得可被成候、

(註) 寛政九年正月の定書

〔二八七四〕翁草 卷之百七十八

先生○手島 堵庵は元と故石田先生門人なる由、近年自見の一道を立て、儒佛老莊を混じたる様なる教を弘め、衆人を勧るに、いさゝかの謝物を請ず、故に諸人殊勝の思ひをなして、是を尊信する者夥し、其教耳近き故、婦童奴卑の

類迄、日毎月毎に門人相増し後には、近國近邑迄も聞傳へ、世舉つて門弟と稱するもの、凡そ四五千人に及べり、其身は綸巾の様なる物を被り、異なる道服を着て、如意拂子を携へ、偏に大聖の再來の如し、○中略此教の主意は、人間本心の事なる由、是を會得發明する者には、免許を出すとやらん承ぬ、

(註) 「手島先生」の條

〔二八七五〕舍用留書

弘化二年巳正月、浪花東御奉行水野若狹守様兼て心學御執心に付、惣會にて道話可被仰付思召も有之候處、指支有之不能之儀、昨年河井氏發起にて願書出候事有之、右に付當正月十一日三郷え、惣年寄より口達有之別紙に記す、

同三月下坂中、秋田庄左衛門殿竹垣三右衛門様に願書指出し、三郷同様相成候様に存念之處、御代官厚御聞入有之、則左之通被仰出候、

石田梅巖學流手島學と唱候心學之儀、人倫之道を正、男女童幼にも聞取易く、銘々行狀におゐて有益之筋にて、有志之者申合、右學流之儒者相頼、夜講相催候由、役人共相届候所、右者仁義忠孝之道を解易く講候事に候上は、其身の爲に相成、風俗相改候筋にて宜事に候間、町中老若男女共、可成丈出精聽聞致候様、役人共より能々可申諭候、右夜講之事に候上は、尙更不取締之儀等無之様、心付、厚く世話可致候、右之趣、町中不洩様可申達もの也、

(註) 竹垣代官より出せる心學獎勵の觸書

〔一八七六〕脩正舎記録

京都石田勘平學流手島と唱、右之通講舎六所有之候處、一ト通り人寄之様存、又は心學と唱候名目別に、賤きものも有之紛敷、右六舎にて講候は、傳流正しく、尤此學流女童之耳にも分り易く、風儀之爲に宜敷候間、隨分ひろま

り候様、各より被致世話、右六舎に不限志有之は、町會所人之宅にてても可催、右等之儀相憚候も有之哉に付、此旨相達候、且又相應に暮し候者之子供は、素讀よりはじめ、追々學び候事出來候得ども、貧者は左様にも難相成候付、心得候事も無之、徒に成長致し、親の教迎も不行届様に相見え候、右等之向は、右講舎又其外にて相催候時は、町内より能申聞せ、必出席致し候様取斗可被申候、衣服之見苦きを恥、出候事をいとひ候様心得違無之様に、精々可被諭候事、

但一通り心學と唱へ、渡世之爲に相催候もの、義は、御觸も有之間違不申筈に候得共、名目紛敷候間、入念可被相心得候、

(註) 弘化二年一月十一日の觸書

〔一八七七〕脩正舎記録

私共儀は町人の身柄にて讀書等仕候暇無御座候得共、故人京都儒者石田

勘平と申者唱へ初候心學道話承り傳へ五倫之名目聊相辨へ身柄相應之  
 躰方に相成候儀に付右に相記候所々何舎と稱へ候講席に加里其上老成  
 之者を講師に相撰私共世話致し席料音物一切受不申男女之席分けいた  
 し貧賤之者も來り能く文盲之者にも分り易き様旨といたし大體毎月道  
 話相勤無縁之者にも爲聞申候事天明以來に今凡六拾年餘相續仕罷在候  
 然る處今般御公儀様厚き御仁惠を以世上之風俗立直り可申様之御趣意  
 追々御觸渡被爲有猶又此節正徳御高札御文言本屋之内より板行賣弘候  
 儀御免被爲成候等乍恐難有御儀に奉存候依之私共携り罷在候講席にも  
 右之御文言を主意に相立其餘四書五經等之文面又は孝弟忠信之物語を  
 相交へ彌以聽衆相増世上之風俗立直り候一助にも相成候様乍不及願心  
 に御座候併私共斗にては迎も難行届候間町々町役人世話いたし吳候而  
 其町内之もの最寄の講席へ聽に罷出候か或は夫々町々にて折々道話講  
 師相頼候て爲聽候様相成候はゞ自然と市中習はせ宜敷可相成と奉存候

得共町役人共之内には尋常之人寄せ同様に心得相憚候類も有之候様に  
 相覚え候甚恐入候得共各様方より町々年寄へ右道話之義其町々手透に  
 は折々可相催候様御聲掛りに相成候はゞ町々無危路諸方へ相弘り可申  
 と奉存候此段乍憚御賢慮御窺旁奉願上候右御聞濟被成下候はゞ難有奉  
 存候

(註) 天保十五年十月靜安舎、明誠舎、恭寛舎、敦厚舎、協恭舎、倚衡舎の大坂六舎の世話人よりの願書

〔二八七八〕中澤道二書簡

當地も段々繁昌仕候て月次定日杯にも人數七百四五十人づゝも御座候  
 心學修行日百人斗も修行人御座候略○中最早九月三十日迄一日も明き日  
 なく御約束仕置候今下拙壹人や貳人五人七人御座候ても行届不申候誠  
 に先生之道も時節到來仕難有奉存候只今にても心學者と申道之咄少々  
 にても仕候へば一統に聖人か佛のやうに思ひ請宜敷御座候此間より當

地兩國と申所に錢とりの軍書講釋師御座候處軍書之切にトヒ問答講釋仕候とかんばん出し申候由いかやうに講釋可仕哉と噂仕候追々廣相成候利益ども多御座候

(註) 寛政元年七月二十日附、吉田甚兵衛宛書狀

〔一八七九〕波部六兵衛書簡

此度中澤先生御講釋談奉願候處和歌山御振替被成下御下向被下置難有仕合御禮可申上様も無御座候然所御開講より繁昌にて段々聽衆相増昨夜御滿講被成下御機嫌宜敷御道話被下置難有奉存候御聞被下候通當地再興志願之通成就仕私共兄弟發起仕候大願相叶誠以難有仕合奉存候最初存立候節は近在何卒氣請能聽聞有之候はゞ大慶と存候斗にて是迎も中絶之儀に候得ば難計家内斗にも候半かと奉存候處別紙入御覽候通聽聞益相増郡内は三里五里も被相集他郡他國より不存寄御出被下右遠方

より御來臨に付古社中も追々發起致來り近郷遠方に和せられ存外之者心學に入其外利益即功等有之誠以難有奉存候

(註) 寛政六年二月五日附、人見九郎右衛門及吉田甚兵衛宛書狀

〔一八八〇〕猪飼敬所書簡

在郷農民ニ、手島流心學者ヲ以テ教諭候事如何ト、御尋被下候、農民等ハ、文盲ナル者故、迎モ儒者之講釋等ハ耳ニ入不申候、俗ニ云、ハクランノ藥ハハクラン病ニ用ヒ候、夫故ニ先年尾州如來先生ヨリ、紀州祇園與一殿ヘモ、心學之草紙、愚民ヲ諭ス益アリト言ヒ遣サレ候事、紀州之人ニ承リ候、當時姫路豊岡ニテモ、是ヲ用ヒテ在郷ヲ諭サレ候、

(註) 八月十六日附書簡

〔一八八一〕中澤道二書簡

第三章 教育の施設

江戸表すみ屋御店源藏様佐兵衛様其外尾張屋源六様同彌三郎様池田屋幸右衛門様段々御世話被成咄も繁昌仕候處尾張屋源六様へ御出被成候本多肥後守様御そばづきの御醫師山野邊貞三様私し咄し御聞被成肥後守様へ御咄被成候へば早速當月六日朝五ッ時殿様の御使として御用人名島庄太夫様御出被成御深切なる御頼段々辭退申せ共無餘儀御頼故明る七日朝五ッ半時に参り殿様へ直きに御目見へ仕有難き御言葉に預り殿様の御前にて咄し始り御みすの中は奥方様御そば付御女中次の御みすには御家中様方の御女中殿様の次の間に御家老御用人名島庄太夫様を始め一家中様不殘御詰被成殿様を始め一家中様方不殘袴上下にて御詰被成恐入たる殿様の御信心殿様の御前にて乍恐どんすのふとんの上にあがり四ッ時より九ッ時迄高蒔繪の重箱の咄し仕御馳走の御膳をいたゞき暫く休息仕り九ッ半時よりしやくしぼさつすりこぎぼさつの咄し仕り七ッ時咄しをおはり申候

殿様一家中様方大きに感心被成夫より毎日参り十一日には植村嘉兵衛様の御供仕り兩人参り嘉兵衛様始て殿様へ御目見へ被成其日は兩人にて相勤申候有難き事は十二日夜の八ッ時に御發明被成其夜は私御屋敷にとまりし處夜の明るを御待兼被成明六ッ時に御召被成御答承り候處甚濟口宜しく八ッの時計にて御發明被成大に御悦不淺御家老様御始御家中不殘心學に御入被成十五日は御用人名島庄太夫様江戸詰の御役人頭岩崎又左衛門様御傍醫師桑田道古様御家中木村平吉様同磯部磯之助様同富澤文嘉様御醫師貞三様御内右之御方々心學相濟甚之御悦始より次第に相濟申候御家中是のみに御座候御家老様始め御家中様方御口を揃へ被仰候殿様十五六歳の御時より外の御なぐさみ事御きらひ被成たゞ讀物を御すき被成夫故江戸中の音に聞へる儒者方御召被成又名僧あれば御招待被成自反の御講釋ありかふしようなる事計承りしに此度のやうなる有難き事は不承と被仰殿様より下部に至る迄行わたり難有存

候との御悦其上有がたき事は殿様御すみ被成候上にて御禮申上と恐多くも兩手を御つき被成何卒國元の家老を始め不殘道にいたし其以下の民百姓にも聞せたし何卒勝手宜敷時國許へ御頼申と殿様直の御頼み御國は播州明石より西へ十六里難有事は筆に盡し難く早々申上候

(註) 天明元年四月十六日附、布施松翁への書狀

〔二八八二〕無由言下

國母貞照院様御聽被成度よしにて御用人津田四郎左衛門殿より案内有之候、則御泉水新御殿へ罷出候様との儀に候、御請申上候て當日罷出候、御前には奥醫師斗十八人詰合はされ候、其餘奥御用人四人出座に御座候、尤大廣間に我等只壹人眞中に罷在候へば御火鉢は下され候へども寒く覺え申候て、

かしこまる千疊敷の寒さかな

當日の道話孝子萬吉殿行狀にて御座候、跡にて御用人御醫師方申され候は、落涙膝をぬらし申候へども御前故手を揚候て目を拭ひ候事相成申さず、甚だ迷惑致し候よし御咄しに御座候、又御用達御用人田中藤八殿と申す人社中に御座候、此人の咄しに、道話後老女より今日の道話御意に相かなひ候哉と御伺申上られ候節、御意には、其方ども神妙に聽聞いたし吳候段満足の由仰せられ候て、道話は面白しとも有難しとも仰せられず候段承り申候、さすがに大國の御母堂様と感じ奉る事に候、女儀様ながら書物御好み遊ばされ、常に儒者をめされ講釋仰付けられ候よし承り候、當日道話後御料理頂戴仰付けられ、御盃御細工もの結構の御菓子、其上御目錄頂戴仰付けられ候て首尾よく引取申候、

(註) 天保二年十月十五日の條

〔二八八三〕中澤道二書簡



貴札難有拜見仕候未殘暑御座候へども其地先生始め貴下様御家内様御勇健に被遊御座珍重の御儀に奉存候然は下拙方皆々無別條罷在候乍憚貴意易思召被下候先達より所々下向被遊候由御苦勞千萬奉存候何方にても御繁昌にて御信心之御方多く御座候由大悅至極奉存候別而龜山御城下近邊追々心學御修行被成候由當方御屋敷へ罷上り候節殿様御始久馬様へ右之御嘶し申上候へば定めて御滿悅奉察候先頃より松平友三郎様へ度々罷上り候處甚御信心にて御座候即紀伊守様御分地にて御座候故別而申上候御悅可被下候其外所々御屋敷へ上り申候左に申上候

(註) 天明八年七月二十一日附、北村柳悅宛書狀

〔一八八四〕原野學問所之事

原野郷百姓三上如幽と申者夫婦共に禪學を仕、數年坐禪等仕候、養子七郎兵衛を京都へ學問に爲上、數年にて罷歸、兩親へ儒學をすゝめ申候に付、如

幽夫婦も少々志を發し申候、依之十七年以前戊の年於其宅一月に三夜の會を始、郷中の子弟二三輩を聚て講習仕候へ共、郷中悉く一向宗にて、偏に佛を信じ申に付、勢難變中絶仕候、乍去右七郎兵衛父母夫婦四人者捨不申、日々打寄講習仕罷在候、正徳四年同郷成安源右衛門と申者志を發し、相共に往來仕講習いたし候、夫より數輩興起之者有之、一月六會宛廻りくゝに寄合講習仕、或は京大坂の學師を招待仕、無間斷學び申候、如幽方にても、右の外に一月三會宛大學を講じ申候、

(註) 原野學問所は後に含翠堂といふ

〔一八八五〕懷徳堂壁書

一學問は忠孝を盡し職業を勤むる等之上に有之事にて候講釋も唯右之趣を説す、むる義第一に候へは書物不持人も聽聞くるしかるましく候事

但し不叶用事出來候は、講釋半にも退出可有之候

一武家方は可爲上座候事

但し講釋始り候後出席候は、其差別有之ましく候

一始而出席之方は中井忠藏迄其斷可有之候事

但し忠藏他行之節は支配人新助明寺道迄案内可有之候

(註) 享保十一年十月玄關に懸けし定書

〔二八八六〕陰餘集  
卷之五

維昔吾先君子、與社友五名合議、奉國家德意、設書院于吾大阪府僊坡北偏尼崎坊、邀萬年先生教授焉。筮笈之士、四方麇至、府下翕然稱興學之懿。先子爲徒步入關、前後五反、功勞蓋居多焉。其成實爲享保十有一年歲次丙午、事之源委、家有載籍、世有口碑、今不必道也。先生當初名堂以懷德、妙墨大書、先子受以扁於楣、嘗竊論之、懷者何念也、存而弗諼、循而無違也、德者何得也、夫固有之善、與

當然之則、知焉而得於心、行焉而得於身也。學者苟從事于茲、日夕弗懈、則克念之作聖、將於是乎在焉。君子所守、孔門標示之旨、簡而切矣。善夫、取於此以名也。爾後七十年所、人有代謝、絃誦弗渝、予也領庠務、三十年有餘、承乏兼教授、又旣一紀、寬政四年壬子夏五月、府下大災、延及我庠、片瓦不完、隨勦煨燼、結草舍避雨、陽、匱函講席之丈、猶且百事敦我、斡旋倥傯、非老且窮者之所堪焉。且也我庠之設、事在公私之間、而舊舍五反、凋零日久、乃堂構復初、非易事也。其秋八月、予入關、冬十月還、請于本府、七年乙卯八月、府召宣諭大命、賜金銀三百、以資經始。於是始興土功、計徒庸、鳩材物、朋友通財、弟子服勞、工良而勤、夙夜併手、以今茲丙辰七月告竣、堂窳房室、賓宇生舍、階庭門墻、以至庖溷之末、雖陋且逼隘、而未爲失舊規、衆僉嘖嘖贊新功、歸重於予。予曰、國家之澤也、群朋之績也、予坐而受成、夫何力之有焉。旣而社友相議、將卜日落之、予迺謂子弟曰、昔者孔子射於矍相之圃、觀者如堵、墻及子路執弓矢、罔喪序、點揚觶而語、去者益多、處者厘存云。射亦庠中一事、其義相比、落醮之日、不期而會者、或不鈔乎、予將撫夫三子者之

餘意以諗衆也。曰欲好學樂道、潔身愛物、論議風采、表見一時者、就斯席矣。不欲誤國之臣、敗家之子、姦回暴棄、爲世笑僂者、來就焉。欲居家孝友、接人敬和信讓、而御下有恩者、躋斯堂矣。不欲酒於酒色於耽、頑率驕傲、凌長上而虐幼賤者、來躋焉。欲守業安分、勤儉明恕、而清廉好義者、升斯階矣。不欲瀆貨貪財、鄙吝自私、不恤人言者、來升焉。欲繹紬史、操觚濡翰、其才可育者、履斯庭矣。不欲目無一丁、鄙語妄談、片言不及義者、來履焉。或下士晚覺、循迂守拙、黽勉肄業、作輟有時之倫、而入斯門矣。在所不厭也。儻逞私智、騁殊見、跼弛任誕、誣聖蔑賢之徒、而來入焉。不得不距也。果以是言揚解乎、其去者、不知幾許。然去者而有所愧悔奮發、他日易精、俊蹟以復臻、則我豈磨之乎哉。是我既懷吾德、而俾人亦各懷厥德也。亦不屑教誨之意云。因書真于堂壁、併詔後進。若夫遠近游寓我子舍者、左圖右書、晨閱夜諷、進而問、退而思、夏不罨、冬不爐、孜孜矻矻、業期於必成乎、似也。然其所由在名與利、則其於懷德也遠矣。

(註) 寛政八年中井積善撰「懷德堂記」○罔喪 罔喪(公罔之喪)の誤か

〔二八八七〕增訂武江年表

醫師板坂卜齋卒、名如春、淺草寺中醫王院に葬す、林信篤撰れし碑は修善院にあり、卜齋は淺草砂利場の邊に文庫を建、和洋の書籍を收め、諸人に繕しむ、これを淺草文庫といふ。

同じ頃淺草諏訪町の北裏に、堀田加州侯の御下やしきあり、此内に大なる土藏を造りて、内に和漢の書數萬卷を貯へらる、世に淺草文庫と稱しけるといへり

(註) 明暦元年十一月十二日の條

〔二八八八〕日本教育史資料

卷二十五

享保十八年京にのぼりて、荷田東齋宿禰の門にいり、中國のふることの學に秀てかうばしき名古今をおほひ、天の下の物まなぶ輩その風をしたはざるはなし、抑古學は難波の契沖法師、荷田東齋宿禰などか魁せしにおこれりといへども、大人出たまひて、よりもはらみさかりになむなれる江戸のくすし、小野古道がはじめて名簿をまゐらせつるより、つぎく大人の

業を受し徒三百人にあまれり

(註) 文政元年十一月九日高田與清撰「加茂真淵」の一節

〔一八八九〕縣居誓詞

賀茂宇志廻教賜倍斐

皇御國廻上代乃道遠己痛願斯奴倍里故名簿乎進良世且其道爾赴比奴伊摩由  
後教賜敝留言遂爾遠里氏許流時爾之毛有受波安駄志人爾私言勢自且宇志爾對  
比氏爲耶無久異之伎心遠思波自都氏此烏計非爾違波婆言麻久毛恐伎天津神國  
津神多知知志食奈毛穴畏

〔一八九〇〕本居内遠門人録

此度御門入奉願候處御許容被成下御教子之列に被召加本懷之至奉存候  
然上者專致尊信皇朝之道最敬神之儀致怠慢間敷永々蒙御教諭生涯師弟

之儀忘却仕間敷事

公之御制法に相背候儀者不申及惣て古學を申立於世間異様之行をいた  
し人の見聞を驚し候様の儀有之間敷殊更師傅と偽り奇怪の説なと申立  
候儀一切仕間敷事

於大人御流儀は祕傳口授なと申儀曾て無之段堅く相守り左様の事申立  
候儀有之間敷惣て鄙劣の振舞をいたし古學の名を穢し申間敷事

大人萬歳の後學の兄弟不相替隨分睦敷相交互に古學興隆之志を相勵可  
申我執を立爭論など致候儀有之間敷事

右之條々謹て相守可申候若及違亂候は、八百万之天津神國津神明らか  
に可所知食者也仍而誓詞如件

(註) 「誓詞」の本文の全文

〔一八九一〕玉かつまの巻

第三章 教育の施設

此道まるといひしは、美濃國多藝郡榛木村の人にて、後は尾張の名兒屋に住て、またなくふることを好み、人にも教へて、ことに萬葉集を深く考へ得たる人になむ有ける、年はやゝこのかみなりしかども、宣長が弟子になりて、二たび三たびはこゝにも來つねはしばしばふみかよはしてなむ有けるを、今はむかしの人になむなりぬる、

(註) 「おかしとをかしと二つある事」の一節

〔二八九二〕玉かつまの巻

こうさくも、たゞ師のいふことをのみ頼みて、己ちからいれむとも思はず聞ことをのみむねとせむは、いふかひなくちをしきわざなり、まつ下見といふことをよくして、はじめより、力のかぎりは、みづからとかく思ひめぐらし、きこえがたきところへは、殊に心をいれて、かへさひよみおけば、きく時に、心のとまる故に、さとることも、こよなくして、わすれぬものなり、

さて聞て、家にかへりたらむにも、やがてかへり見といふことをして、きたりしおもむきを、思ひ出て味ふべし、

(註) 「こうさく、くわいどく、聞書」の條

〔二八九三〕玉かつまの巻

聞書といひて、きく／＼その趣をかきしるすわざ有、そは中にわすれもしぬべきふしなどを、をり／＼はいさゝかづゝしるしおかむは、さも有べき、わざなるを、はじめより師のいふまゝに、一言ももらさじと、筆はなたず、ことごとくにかきつゞくるかし、そも／＼こうさくは、よく心をしづめて、ことこのゝろを、こまやかにきゝうべきわざなるに、此きゝがきすとては、きくかたよりも、おくれじとかく方に、心はいそかれて、あわたゝしきに、殊によくきくべきふしも、かいまぎれて、きゝもらし、あるはあらぬすぢに、きゝひがめもするぞかし、然るにこれをしも、いみしきわざに思ひて、いかでわれ

こまかにしるしとらむと、たゞこれにのみ心をいれて、つとむるほどにもはら聞書のためのこうさくになるたぐひもおほかるは、いといとあぢきなきならひになん有ける、

(註) 「こうさく、くわいどく、聞書」の條

〔二八九四〕被舍學則

古學要在知神代事蹟、而會得惟神之道而已、欲知其事蹟、不可不解釋古語舊辭、欲解釋古語舊辭、莫如作歌、作其歌、不可不研究歌書也、因可通覽萬葉集古今集、而熟讀六家集新古今集也、萬葉古今本也、六家新古末也、是依物有本末也、所以謂通覽其本、而熟讀其末、是依事有終始也、以六家新古爲終爲末、以萬葉古今爲本爲始也、所以後本先末、以欲窮源者、必沿河而行、欲凌嶺者、必從麓而登也、

西土有四書六經、皇國亦不可不立此目也、以古事記、日本紀、祝詞、萬葉爲四

書、以風土記、詔詞、古語拾遺、姓氏錄、字鏡、和名鈔爲六經、

古書可訓讀者、唯古事記一書而已、日本紀倣漢樣而記、故不可訓讀、唯自注、及神號、天象、地儀、動植、器械等可訓讀、

立五科、曰古語、曰神典、曰歷史、曰典故、曰詞藻、入自詞藻、可及古語、自古語而及神典、自神典而及歷史典故、非所草莽學子企及、

〔二八九五〕維新前後津和野藩士奉公事蹟卷之上

此頃隆正其塾法を定む、之を眞爾園塾法といふ、則左の如し、

佐紀の屋入門之儀者、紹介を以て申入、名簿をおくり候事、

國所通稱實名此方より小短冊さし送り候間、それにしたゞめ候事、

束脩は分限に應し可爲勝手事、

門人を四つに分けて寄弟子、客弟子、内弟子、内弟子並と名づけてわかち申候、寄弟子は何某の門人なれど在京中教諭を受度と申類、客弟子は家

業のいとま慰に歌よみ度と申類、内弟子並は内弟子同様に稽古致し、家業に致し候意味にて指南免許を蒙るまで出精致度と相勵み候類、内弟子内弟子並は職業覺候始なれば入門之儀も客弟子と相違致し嚴重に致し可申候事、○中略

禮服着用致師弟之盃候事、

束脩 先生へ百匹奥へ壹朱 正武へ壹朱 豊松丸へ二匁 下男下女 兩人へ百文宛 寄宿料一日一匁宛

本學階級

第四等	歌書其外釋何 評論著述一 部來もこしむ 階るすのた
第五等上	歌學指南を ゆ歌十首を 長は十格を 章がは十格を たがは十格を にもすのむ階る
第五等下	人篇天然離 合の理を れをす む階る
第六等	八代萬葉集 伊勢集 かた勢萬葉 のこなたし ての長歌を けを歌をし に今よ氏葉 すのむ階る
第七等	掌中語格 の味にこ しに達格 む階る
第八等	かなづまひ をかあまか をなやまか をすのまか む階る
第九等	みかき及 た首にき み百首に 候すのこ 階るむの
この間に古今集百首暗誦すべし 毎日三首宛おぼえ候事	

(註) 「大國隆正」の條 ○天保十三年五月報本學舍塾則

〔二八九六〕關學事始上之卷

國初より前後西洋の事に付てはしかく、の事有て、總て嚴しく御制禁仰せ出されし事ゆへ、渡海御免の阿蘭陀にても、其通用の横行の文字、讀書の事は御禁止なるにより、通詞の輩も只かた假名の書留等までにて、口づから記憶して、通辯の御用も辯せしにて、年月を経たり、左ありし事なれば、唯一人横行の文字讀習ひ度といふ人もなかりしなりき、然るに萬事其時至れば自ら開け整ふものなるゆへにや、有徳廟の御時、長崎の阿蘭陀通詞西善三郎、吉雄、幸左衛門、今一人何某名は忘れたりとかいふ人々申合て談ぜしは、是まで通詞の家にて一切の御用向取扱に、彼文字といふものを知らず、只暗記の詞のみを以て通辯し、入組たる數多の御用を渴々に辯じて勤居ることとは、あまりに手薄き様なり、何卒我々斗りも横文字を習ひ、彼國書をもよ

むべき事御免許を蒙りなばいかに、左あらば以來は萬事に付け事情明白に分り、御用辨よろしかるべきなり、是迄の姿にては彼國人に偽り欺るゝ事ありても、これを糺明するの便りもなき事なりと、三人いひ合て、此次第を申立、何卒御免許なし下され度旨公へ願ひ奉りしに、御聞届れ、至極尤の願筋なりとて、速に御免を蒙りしとなり、これぞ阿蘭陀渡來ありて後百年餘にして、横文字學ぶ事の始なるよしなり、

〔一八九七〕蘭學事始  
上之卷

歸路は、良澤、淳庵と、翁と、三人同行なり、途中にて語り合しは、扱々今日の實驗、一々驚入、且これまで心付ざるは恥べき事なり、苟も醫の業を以て互に主君々々へ仕る身にして、其術の基本とすべき吾人の形體の眞形をも知らず、今迄一日々々と此業を勤め來りしは面目もなき次第なり、何とぞ、此實驗に本づき、大凡にも身體の眞理を辨へて醫をなさば、此業を以て天地

間に身を立るの申譯もあるべしと、共々に嘆息せり、良澤もげに尤千萬、同情の事なりと感じぬ、其時、翁申せしは、何とぞ此「ターフルアナトミア」の一部、新たに翻譯せば、身體内外の事分明を得、今日療治の上の大益あるべし、いかにもして通詞等の手をからず、讀み分けたきものなりと語りしに、良澤曰く、予は年來蘭書よみ出し度の宿願あれど、これに志を同うするの良友なし、常々これを慨き思ふのみにて日を送れり、各がた彌々これを欲し給はば、我前の年長崎へもゆき、蘭語も少々は記憶し居れり、それを種として共々よみ掛るべしやといひけるを聞、それは先づ喜ばしきことなり、同志に力を戮せ給らば、憤然として志を立て、一精出し見申さんと答へたり、良澤これを聞き、悦喜斜ならず、然らば善はいそげといへる俗説もあり、直に明日私宅へ會し給へかし、如何やうにも工夫あるべしと、深く契約して、其日は各々宿所々々へ別れ歸りたり、其翌日、良澤が宅に集り、前日のことを語り合ひ、先づ、彼「ターフルアナトミア」の書にうち向ひしに、誠に艦舵な



き船の大海に乗出せしが如く、茫洋として寄べきなく、只あきれにあきれ居たる迄なり、されども、良澤は兼てより此事を心に掛け、長崎迄もゆき、蘭語並びに章句語脈の間の事も少しは聞覚え、聞ならひし人といひ、翁などよりは十年の長たりし老輩なれば、これを盟主と定め、先生とも仰ぐ事となしぬ、翁は、いまだ二十五字さへ習はず、不意に思ひ立し事なれば、漸くに文字を覚え、彼諸言をもならひしことなり、

〔二八九八〕松香私志  
上卷

此の塾は適塾と稱へ、四方より來り學ぶもの常に百人を超え、四時の輪講絶ゆることなく、當時全國第一の蘭學塾なりき、輪講は學生を八級に分ち、毎級月に六回の定日あり、籤を採りて當日の席順を定め、其首席者先づ數行の原書を講し、次席より問をかけ順次末席に至る、一問毎に會頭勝敗を判ち、勝者には白點、敗者には黒點を附す、會頭は塾頭、塾監及一級生の人、學級の高卑によりて之を分擔す、首席講義

の役を卒りて其日の會を了す、さて一ヶ月間の點數を調らへ、白點の最多きものを其級の上席として毎月席順を改め、三ヶ月續きて上席を占めたるものは進んで上級に移る、塾中疊一枚を一席とし、其内に机、夜具、其他の諸道具を置き、此に起臥することにて頗窮屈なり、就中或は往來筋となり、又は壁に面したる席に居れば、夜間人に踏み起され、晝間燭を點して讀書することゆゑ、一難あり、然るに毎月末席換へるとて、輪講の席順に従ひ上位の者より好み、く、に席を取ることゆゑ、一難にても勝を占めたる者は次の人を追退けて、されは輪講の勝敗は一身の面目、非常の競争なれども、銘々字書頼みにて説を付け、一語一句たりとも私かに人の教を乞ふか如き卑劣のことをなすものなく、皆自分一己の工夫を凝らして學力を鬭はすことなり、但前後文典の會は初學なれば、隨意に他人の講義を受けて輪講を爲す、又輪講の書は師家の所藏にて原本は一部なれば、同級の人々順番を以て寫し取り、夫れより下讀にかゝるなり、初學の内は冠詞前詞等の外は一語も見識りたるものなく、片端より皆字引にて引出すことなるか、肝腎の字書といへるは塾中只「ゾーフ」といへる人長崎に來りて和譯を付したる書なり、の寫本一部あるのみ、三疊敷許りの室を「ゾーフ」部屋と唱へて其處に備へ置き、一冊たりと

も他に持出たすを許さず、百餘人の生徒皆此一部の「ゾーフ」を杖とも柱とも頼むものなれば、立替り入代り其部屋に詰め込みて前後左右に引張り合ひ、容易に手に取ることも叶はざる程なり、斯て晝間は字義の詮索も届かされは深夜に人なきを伺ひ字を引きに出かけるもの多く、「ゾーフ」部屋には徹宵の燈火を見ざる夜そなかりし、其頃塾中の雑談に、字書を坐右に控え原本にて書を読むことを得は天下の愉快ならんといひ合へり、戲言ながらも不自由の情況想ひ見るへし、今日より回顧すれば誠に迂遠の限りなれと、當時の世の中にて原書を讀習ふには是非とも此困難に當らざる可らず、汽車の便なき時代に脚半草鞋にて旅行せるか如し、されと刻苦したる學問は造詣も深く、當時蘭學にて知名の士とも云ふべき中には、此不自由なる適塾にありて迂路險道を通り越したる人々そ多かりし、

(註)「緒方氏適塾」の條

〔一八九九〕弘之自傳

初め佐久間先生の門に入つたときには未だ洋學を始めた譯ではなく唯翻譯書を読むのみのことであつたが當時の状況では到底翻譯書のみでは致し方がないと考て既に國元へ歸て居られる先考の許可を得て芝の濱松町なる大木仲益といふ人の門に入て洋學を始めることにした其頃の洋學といへば唯和蘭學のみであつた、

此大木仲益といふ人は醫者であつて有名なる蘭方醫學者坪井信道といふ人の高弟で且つ其女婿であつた此人は元と米澤藩であつたけれども後には鹿兒島藩になつて坪井芳洲と改名したが後に又爲春と改名した其後幕府の蕃書調所洋學校の教授になつたが更に醫科大學の教員にもなつたのである、

余は右の如く蘭學を始めてから習つたが之れが十九歳のときであつた今日の學生から見ると頗る晩學であるから甚だ骨が折れたのみ

ならず今日の如く學習の順序も整はず單語から會話に移るといふようなこともなく先づ始めから文典に掛るといふようになる次第であるから隨分困難であつたが其頃は前掲坪井信道先生の長男信友といふ人が大木塾の塾長のようなもので此人に大に世話になつたが後には大島圭介後の男爵が大阪の緒方塾から來て眞の塾長になつて大に其引立を受けた。

〔一九〇〇〕日本教育史資料  
卷二十四附録

創立ノ初ハ荷蘭書ノミヲ講シタリシカ安政六年五國條約ノ事成リ外國人ノ渡來モ漸ク繁多ナルニ付テハ蘭書ヲ以テ時事ニ當ルニ足ラサルヲ悟リ專ラ英文ノ讀法ヲ研究シ漸ク之ヲ生徒ノ教授ニ用キタルハ文久二三年ノ事ナリ是レヨリ生徒ノ數モ次第ニ増加シテ慶應三年ノ頃ハ八十名ヨリ百名ノ數アリ唯コノ時ニ當テ本塾ノ困難ハ攘夷ノ國論中ニ圍マレテ苟モ洋學者トアレハ一身ノ生命ヲモ安ンスルヲ得サリシノ一事ナ

リ  
略○中

本塾創立ノ初ニ當テハ學問ノ規則トテ特ニ定メタルモノナシ唯英文ヲ讀テ其義ヲ解スルコトヲ勉メ所用ノ書籍モ僅ニ一二冊ノ會話篇又ハ文典書アルノミニシテ他ノ書類ハ其名ヲ聞クモ其ノ物ヲ見ルノ方便ナシ萬延元年ニ至テ亞國開版ノ原書數部ト「ウエブストル」ノ辭書一冊ヲ得タリ日本國ヘ英辭書輸入ノ初ナラン之ヲ本塾藏書ノ初トシテ其他ニ當時政府ノ筋ヨリ私ニ數部ノ英書ヲ借用シ又一年ヲ隔テ文久二年英國開版ノ物理書地理書學術韻府等ノ書ニ併セテ經濟書一冊ヲ得タリ即チ「チャンブル」氏教育讀本中經濟ノ一小冊子ニシテ當時ハ日本國中稀有ノ珍書ナリキ右ノ如ク書籍ニ乏シクシテ生徒ノ書ヲ讀マントスルモノハ手カラ原書ヲ騰寫シテ課業ノ用ニ供スル程ノ有様ナレハ固ヨリ塾中ニ教則ヲ立テントスルモ其方便アル可ラス次テ五年ヲ經テ慶應三年ノ冬亞國ノ原書數百部ヲ得タリ之ヲ本塾一新ノ機トス此時ニハ地理物理數學ノ

書ハ無論従前稀ニ見タル經濟書歴史ノ如キモ各其種類ニ從テ數十冊ヅ、備ヘ生徒各科ヲ分テ書ヲ講スルコト甚タ易ク塾中復々原書ヲ騰寫スルカ如キ迂遠ノ談ヲ聞カス翌年ハ即チ王政維新ノ春ニシテ其四月ニ至リ本塾ニ於テモ始テ新ニ規則ヲ作テ之ヲ木版ニ刻シタルハ學課ノ稍ヤ整理シタル證トシテ見ル可シ

本塾ノ學風ハ一ニ西洋近時ノ文明學ヲ旨トシテ和漢古學ノ主義ハ素ヨリ取ル所ナシト雖トモ今日ノ文學ヲ勤メントシテ漢字ヲ知ラスシテハ用ヲ便スルニ足ラス依テ課業ニモ讀漢書ノ一科ヲ設ク

(註) 「福澤諭吉慶應義塾諸則」中「紀事概略」及「學規之事」の條

〔一九〇一〕日本教育史資料  
卷二十四附錄

專ラ英文ノ讀法ヲ授ケ少年ニハ漢字ヲ教ユ英文ハ先ツ「スペルリング」ブツクヲ讀マシメ其次ニハ文ノ讀法ヲ學フノ傍ニモ知見ヲ開クノ利益ヲ

謀リ地理窮理歴史等ノ極メテ簡略ナルモノヲ擇ヒ「リードル」ナトハ一時試用シタレトモ是レハ西洋本國ノ少年ニハ便利ナルモ我國ノ初學ニ不適當ナルヲ悟リテ廢止シタリ初學文ノ讀法ヲ學フノ傍ラ專ラ數學物理學ニ導キ漸ク讀書ノ力ヲ得實學ノ數理ヲ解スルニ從ヒ又コレニ難文ヲ講セシム其文ハ哲學理論學政書法書經濟書等一切其種類ヲ問ハス唯意味ヲ解スルニ難キモノヲ擇テ致知修行ノ精神ヲ高尙ナラシムルヲ勤ム甚シキハ書籍ニ不自由ナルカ爲ニ諸書ノ序文緒言等ヲ講讀シタルコトモアリ蓋シ斯クノ如ク一度精神ノ修行ヲ遂ルトキハ他ノ書ヲ讀ミ又ハ一切ノ學術ニ接シテ甚タ容易ナルヲ覺レハナリ

(註) 「福澤諭吉慶應義塾諸則」中「授業ノ順序」の條

## 解 説

江戸中期以後の教育施設として著しい特徴は庶民教育施設の発展にあつたが、就中注意すべきは寺子屋の發達と普及とであつて、寺子屋、手習師匠等の名稱の下に明治の新學制の確立に至るまで全國的に殘存した〔二七七一〕。寺子屋は既に中世から各地に見られたが、特に享保以後庶民の知的要求と幕府の奨励〔二七三三—二七三五〕とによつて目醒しい展開を齎したのである。江戸初期には大阪方の殘黨が處世の手段として手習を教へたものがあり〔二七七二〕、その後も武家にして手習師匠となつたもの多く〔二七七三—二七七六〕、後には庶民の中から師匠も出で〔二七七八〕、その他醫者〔二七七七—二七八七〕、神官〔二七七七〕、僧侶〔二七七七—二七八七〕等がその任に當つた。文化文政の頃は幕府の保護と庶民の必要とから特に急激に發達し、江戸には五百人の弟子を有つて居た手習師匠の話が傳へられ〔二七八八〕、「一町に二三人づゝ」の手習師匠が出来たのも〔二七九九〕この時代の寺子屋の盛況を物語るものであらう。師匠は單に男子ばかりでなく女子も江戸中期には既にあつた〔二七八〇—二七八二〕が、文化の頃にはその數が多くなつたやうである〔二七八三〕。この頃には手習師匠を家業として世々受繼ぐものも出来て居た〔二七八四〕。是等の師匠の資格は必ずしも十分なもの

でなく「文字の由來かなのつかひかた」も知らず〔二七八五〕、「短日を丹日と書」き永字八法も知らない程の者もあり〔二七八六〕、氣風としては『當世宗匠氣質』にうつし出されて居るやうな變屈なものも少くなかつたであらう〔二七八七〕。

生徒は勿論庶民の子弟が主であつたが、武家のためのものもあつて、兩者は近隣にあつても全く別な師匠に就くのが普通であり〔二七八八〕、男女の席も別席として居た〔二七八九—二七九〇〕。生徒は弟子入のしるしとして束脩を納め〔二七九一〕、入門の祝儀も行はれ〔二七九二〕、その後も父兄から心付をして居る〔二七九三〕。弟子入の年齢は大體六歳から九歳で〔二七九四—二七九六〕、その時期は通常二月初午とされて居た〔二七九七〕。授業は午前七時半頃から午後二時半頃まで行はれた〔二七九八〕。お辨當に氣を配る親〔二七九九〕、八つ下りに顔や手足を墨だらけにして歸途につく子〔二八〇〇〕等の狀況が三馬の筆によつて巧みに描寫されて居ることによつてもこの間の狀況が解るであらう。

寺子屋の教科目は習字を主とし讀書を副としたが、その教材は、習字にはいろは歌〔二七九五—二七七七・一八〇一〕、千字文〔一八〇一—一八〇二〕、村名〔一七八五〕、國名〔一八〇二〕、人名〔一七八五—一八〇二〕、江戸方角〔一七八五〕、往來物〔二七八五—一八〇一・一八〇二—一八〇五・一八〇九〕等であり、地方では難波津の和歌から書き始めた中古以來の形式の殘つて居るものもあつたことが述べられて居る〔二八〇六〕。讀書の教材としては『實語教』〔一八〇三—一八〇九〕、『童子教』〔一八〇九〕、『今川』〔一八〇二—一八〇四〕、

『庭訓』〔一八〇四〕等であつた。習字、讀書に次いで算術が教授せられ〔一七九六・一八〇四〕、公法〔一八〇八〕、謠〔一八〇七〕、鼓〔一七八七〕又は漢籍〔一七九六〕等も教へられた。

寺子屋といへば長幼の寺子が雜然と机を並べて居たものと考へるが、それは最も簡易型のもので、進歩したものは諸種の器具も整ひ〔一八一〇〕、年長者を師匠の補助として幼年生を教へしめたものもある〔一八一二〕。習字は師匠が手本を書いて生徒に模寫せしめ、又手本の讀方も教へ〔一八一三〕、或は帳簿に出席生徒の姓名を記入せしめて之を點檢した〔一八一三〕。又習字を終る毎に双紙點檢が行はれ〔一八一五〕、月末にはお渡ひがなされた〔一八一六〕。讀書は素讀を中心とし、主として注入的教授法がとられた〔一八一四〕。

訓育は可成り嚴格で、授業の始めには出席を調べ〔一八一七〕、殆ど終日机の前に座せしめられた〔一八一八〕から、いたづらをしたり〔一八一九〕、うさ晴しに手水に立つたりした〔一八一八〕。而も授業中は必要のない限り言葉をきくことを許さず、所謂「お無言」の行を強ひ〔一八二〇〕、日常生活の仔細の點まで配慮せられ〔一八二二〕、生徒は師匠に叱られることを恐れて居た〔一八二三〕。整備した寺子屋には生徒の守るべき規則も定められ〔一八二三—一八二五〕てゐた。

寺子屋の勃興にともなひ、幕府や藩でも庶民教育のための施設に考慮を拂ふやうになつた。幕府直轄のものは既に前編に言及したが〔一三八四—一三八六・一三八九〕、藩は郷校に於いてこの要求を

充さんとした。江戸幕府直轄領内に於いて代官などが庶民教諭の目的から、郷校を設けてゐたものもある。これ等は初めは庶民の風儀を改める爲に施設した教諭所であつたものが、郷校としての形を整へ、村民がこれを維持する方法を講ずるものも現はれてゐる〔一八二六—一八二九〕。各藩に於いても庶民のための學校を設けるものが現はれて來てゐるが、岡山藩の手習所の設置などは、最も大きな計畫による郷校の施設であつた。この各藩に於ける庶民教育機關としての郷校は、幕末に至つて次第にその數が多くなり、明治維新後は非常な發展をなし、これが小學校の先驅をなしてゐる〔一八三〇—一八四三〕。郷校の中には、藩の設けたものでなく、庶民自らが子弟教育のために設置し、藩の許可を得、援助を仰いで居るものなどがあつて、庶民自らの學校となつてゐるものがあつた〔一八四四—一八四五〕。

庶民の風教改進のための教諭所は藩のみでなく民間からも勃興した。名古屋で行はれた細井平洲の講習はその先驅と見られる〔一八四六〕が、その後教諭所として整備して來たのである。その中で最も典型的なものは宣教館であつた〔一八四七—一八五二〕。教諭所では直接こゝに來ることの出來ない邊鄙な土地には教訓書を作つて教化の任を果して居た〔一八五二—一八五五〕。所謂教諭所とは別に大原幽學は教導所を設け、農民の指導に當り〔一八五六—一八五九〕、二宮尊徳も亦農民を指導し其の經濟的更生を計り〔一八六〇・一八六一〕、各地に報徳講が設けられた。

庶民の成人を對象とした試行はかくのごとく江戸時代に著しく現はれて居るが、その一つとして興味あるものは石門心學である。石門心學は石田梅巖の創めた所で〔一八六二〕、その多くの門弟によつて發展せしめられた〔一八六三〕から、石門心學の名を負うて居る。その目的とする所は、本來聖人の道を農民や町人に平易に説いて聞かせ、知的道德的陶冶を行はんとする意圖の下に行はれたもので〔一八六四〕、一種の社會教化活動であるが、次第に一定の場所を設けて〔一八六五—一八六九〕一定の日に講釋を行ふやうになり〔一八六六—一八七〇—一八七二〕、規則も制定せられた〔一八七三〕心學者は極めて適切平易且熱心に講釋をなし〔一八六八—一八七四〕、一方では大阪のごとく心學獎勵の觸書を出した所もあり〔一八七五—一八七六〕、連名で聽聞を願ひ出る熱心家もあつて〔一八七七〕漸く普及するに至つた〔一八七八—一八八〇〕。後には單に庶民のみでなく、武士の聽聞するものさへあつた〔一八八一—一八八三〕。

庶民の成人教育とは別に、寺子屋よりも進んだ内容の教育を興ふるべきものとして塾の形態をとつたものも享保年間に民間から興つた。原野學問所はその最も早いものであり〔一八八四〕、後幕府も獎勵の意のあつた所から、大阪で生れた懷徳堂は之に對して頗る組織的なものとして有名である〔一八八五—一八八六〕。是等の私塾は教科内容としては漢學を中心とするものであつた。又庶民の教養程度の進化にともなひ文庫の施設も見られるやうになつた。淺草文庫の如きはその一つの

よき例である〔一八八七〕。

儒學の隆昌に對し復古的教育を行つた國學塾は江戸中期以後とみに勃興し〔一八八八〕、勤皇精神を全國民の裡に呼起さしめて明治維新の理論的原動力となつたものとして注意すべきである。國學塾は儒學塾の或るものに見るがごとき大規模なものはなく、誓詞を師に致して〔一八八九—一八九〇〕入門した後は、師の下に就くものもあり、文書によつて指導を受けるものも多かつた〔一八九一〕。師の下では講釋〔一八九二〕や聞書〔一八九三〕等の方法が行はれ、内容としては記紀萬葉その他の日本古典が主として學ばれた〔一八九四〕。幕末になると塾の體裁も次第に整備せられて行つた〔一八九五〕。國學が明治維新の精神方面の原動力となつたに對し、物質文明の源流をなしたものは蘭學塾であつた。和蘭は西洋で唯一の交易國であつたから、同國を通して科學的世界が次第に我が國に傳へられ〔一八九六—一八九七〕、特に醫術の進歩に貢獻した〔一八九七—一八九九〕。全く新しい文字の習得には學生は非常に苦心したのであつた〔一八九八—一八九九〕。その後、英學が蘭學と位置を替へ英書の習得が行はれるやうになり〔一九〇〇〕、英學塾では施設も〔一九〇〇〕教授の方法も〔一九〇一〕頗る近代化して來たのである。

## 第四章 教育の内容

〔一九〇二〕見聞集  
卷之四

聞しは昔鎌倉の公方持氏公御他界より東國亂れ廿四五年以前迄諸國におゐて弓矢をとり治世ならず是によつて其時代の人達は手ならふ事やすからず故に物書人はまれにありてかゝぬ人多かりしに今は國治り天下太平なれば高きもいやしきも皆物を書たまへり

(註) 「童子あまねく手習ふ事」の條

〔一九〇三〕本朝二十不孝  
卷一

去程に今時の出家形氣程おかしきはなし智惠才覺にはかまはず、武士の家にては弓馬の藝に疎く、又病者にして勤の成難きを進て衣をきせ、町人

は算用おろかに秤め覺えず日記付さへならざるを、迎も商人には思ひもよらず世を樂に墨染になれと、親類了簡の上にて髪をおろさせ、○下

(註) 「慰改て咄しの點取」の條

〔一九〇四〕西鶴織留  
卷一

此男手は帳の上書する程なり、算用はむつかしき割物も埒をあげ、銀は兩替より折節は見せに來る事有、何にても一分別させて事のすまぬといふ事なし、長口上あざやかにすこし料理も心がけ、うたひも人の跡にはつかず、碁將碁も人の相手になりかねず、我一分の外人の役にも立ける、されとも勝手あしく所にて商賣成がたく、春は慰み本夏は扇子秋は踊道具冬は紙子、其時々物の仕込廿年ばかりも江州にかよひ商ひ、宿には一とせを廿日ばかりも女房共の貌を見る事ぞかし、京にはやる咄し小哥を習ひ覺へ、商ひする御機嫌取に夜晝あそびものに成て、つまる所は夫婦の口



を喰て通るぶんなり、

(註) 「所は近江蚊屋女才覺」の條

〔一九〇五〕平賀鳩溪實記  
卷之二

町家の有徳なる者は、近來學問をのみ取懸り、遊藝としては、一切いたし不申

(註) 「源内駿河へ泊る事」の條

〔一九〇六〕日本永代藏  
卷五

此所は江戸より程ちかければ此人の頼もしき事を聞及び、長浪人の身を  
隠しかね、筋目有かたより狀を添られ、こかね鐻の里に行てひたすら頼みけるに  
此男心ざし深く藁葺の庵を渡して扶持を分置けるに、後は七八人も有て  
物かしましけれど、牢人うれかたき世なればいづれも是非なく里の月日  
をかさねぬ、此中に森島權六といふ男すこしこびたる者にて學力あれば

道を忘れずかくやつかひになれる恩賞にせめてはと思ひ、四人の子供に  
四書の素讀をさせけるは殊勝なり、

(註) 「朝の鹽籠夕の油桶」の條

〔一九〇七〕本居宣長日記

正住院素讀覺、易經、詩經、書經、禮記

(註) 延享元年十月の條

〔一九〇八〕本居宣長在京日記

始素讀易經

(註) 寶曆二年三月二十一日の條、宣長二十三歳の時

〔一九〇九〕肥後物語

第四章 教育の内容

大城多十郎と申すは元來町人にて、富有なる酒屋なりしを、學問もすぐれ詩文も達者なりしゆゑ儒者に召出されたるものなり、臣以前より懇意なるゆゑ、遊學のときはいつも同人宅に止宿す、同人一日古き日野の單羽織を着出勤するを見て、今日は飾られしが如何なるゆゑぞやと問ければ、多十郎答て今日は學校にて試業これあるゆゑなりと云り、試業とは稽古の人文藝武藝に限らず、一統に其業の進退甲乙を試みらるゝことなり、其日は侯御出座なさるゝこともあり、左もなければ親類より御名代あり、次には家老、學頭次に學監次に師役の面々相詰る、其前に稽古人一人あて罷出、其々業を勤めることにて、至てはれなる事ゆゑ、多十郎も絹羽織を着したるなり、

(註) 「家中質素の風行はるゝ事」の條

〔一九一〇〕窓の須佐美 第二

阿部喜左衛門とて老先生あり、名有定、靜叔、南泊と號し、朱學の聞へありて、德行高き人なりける、備後福山○水野氏に世々仕へし、福山○水野松之丞勝岑滅して後、江戸に來り教授してありしとぞ、徳の厚き人にて、人々尊敬しけり、下谷邊に住居して、近隣門人猶多しとぞ、其あたりに婚禮の家あり、近隣の人を招て婚禮のひらきせんとするに、酒客のあばれん事を憚りける、その頃はかゝる祝儀の寄合には、酒客あはれて鬭争におよぶ事、時々多かりし故とぞ、先生を上客にして催しければ、滿座の輩始終膝をくつろけずして、宴終りて、みな歸りける、先生の門弟といふにもあらされとも、人々恐れ敬ふゆへなり、

〔一九一一〕大原幽學書簡

然る處大學を以て教或は孝經を以て教或は心の理を知る爲に人物性格其賦する所の理を得んとして専ら性理を學ばせ候故何時と無く人々性

理學と唱へ又近來は人々唯性學と相唱へ候儀にて私風情無學文盲の名  
け候儀には無之候又私教方の儀人々に應じて教候故言葉同じからず候  
へ共意味に於て是に差ふ事一切無之此外世に有りふれ候教草物語等を  
以て相諭す儀に御座候

(註) 嘉永五年六月、幽學の辯疏狀

〔一九二〕嚴有院殿御實紀  
卷三十五

神道者吉川惟足從時はじめて拜謁す、こは吉川半助とて、伏見の城にて討  
死せしもの、五世の孫なり、幼て孤となり、商人の家に養はれしが、其身商  
賣のわざを恥て、世を遁て鎌倉の山陰に隱居し、少しく文學、和歌の道を心  
にかけ樂しが、其頃萩原兼從卿は、吉田家天兒屋根命以來代々神巫の道、唯  
受一人の統を傳たるよし聞つたへ京にのぼり、兼從卿にしたがひ其道を  
研精し、年をへて奥旨祕傳委くつたへて歸らんとするにをよび、兼從卿よ

り唯受一人の道を、この後吉田兼敬成人ののちに返授すべき旨托せらる、  
かくて紀伊頼宣卿、保科正之朝臣など、このころこの道を信ずる事大方な  
らず、こたび召見を蒙るにいたりしとぞ聞えし

(註) 寛文七年七月廿八日の條

〔一九三〕古學小傳  
卷二

道雄幼ニシテ、父身マカリテヨリ、母ニ事へ、イトケナキヨリ、書ヲヨムコト、  
ヲ好ミ、野澤昌樹ト云人ヲ師トシ、手習ヒ物讀コトヲサレ、葦山ノ宇澤七藏  
ト云人ニツキ、詩ヲ學フ、○中此ヲリ宣長玉クシゲノ板本ト、直毗ノ魂トヲ  
其稿ニソヘテ送ラル、野澤翁其書ヲ道雄ニ寄ラル、此時、年三皇國ノ道ト云  
モノアルコトヲ知リキ、サレド師ニ乏シク、思フニ任セズ、月日ヲ送リケル、  
後僧某ヲ師トシテ、漢字ヲモ學ハレ、同里ノ村松春枝本居ヲ師トシテ、古學  
ヲ學ビ、歌ヲモヨマレケルガ、年四十ガカリノヲリ、平田篤胤ガ、此地ニ游バ

レ、古道ヲ講釋セルヲキ、又是ニ從ヒ學バル、後二十年來、年毎ニ江戸ニ行  
講ヲキカレケルガ、天保六年十二月十九日、風ト病ニ侵サレテ身マカリヌ  
平田篤胤碑陰ヲ認ラル、

(註) 「新庄道雄」の條

〔一九一四〕古學小傳  
卷三

幼ヨリ國學ヲ志サシ、イソシマレケリ、サレド、誰レ師ト云コトナク、ヒトリ  
螢雪ニ身ヲ抛レケリ、初ハ淺草庵宋舎ト云、俳諧歌師ノアトヲツギテ、俳諧  
歌ヲヨマレケルガ、幾程ナク、其コトヲ止メテ、和歌ノミヨマレケリ、年々ケ  
テハ、ソレハタ要ナキコトナリトテ、ハカトシクモ讀出ラレズ、專ラ國學  
ノ道ヲツトメラレ、初ハ狩谷掖齋等ニ古學ヲ質問サレ、其友トセシ人々ハ、  
清水濱臣、岸本由豆流、村田了阿、北靜廬、伴信友、塙忠實、山崎知雄、梨白院、行阿  
ナド、カタミニ切瑳琢磨セラレタリ、

(註) 「黒河春村」の條

〔一九一五〕慶長以來國學家略傳

十歳にして父を喪ひ、專母の薰陶を受く、母氏深く神道を信じ、皇學の衰頹  
を憂ひ、國典を研究せんことを勸む、年十五、始めて、古事記傳を讀み、大いに  
悟る所あり、

(註) 「久保季茲」の條

〔一九一六〕年山紀聞  
第二

もとより妻子なくして中年より津の國難波のかたはらに隱居をしめ靜  
かに書をよみ中にも歌學をこのみ萬葉集古今集伊勢物語などは暗記し  
たりその學問おのづから傳へ聞えて大坂の富人おほく弟子となれり生  
得世にへつらはぬ人がらにて心のおもむかぬ折は富家の招にも應ぜず

訪來れる人にも物いはずまくらを高してあるひは眠り或は書をよみて心にまかせて過しける

(註) 「隱士長流」の條

〔一九一七〕近世三十六家集略傳  
卷之下

世人の學問は多く死物たりと、常に故郷を出て所々を漫遊し、古典を釋はなて教示す、從ひ學ぶの徒頗る衆し

(註) 「荒木田久老」の條

〔一九一八〕擁書樓日記

此千幹はもと正木屋庄助とて、小舟町の鏗節あき人なりしが、清原雄風にしたがひて、今は淺草駒形唐がらしよこ町の歌商人とはなりたる也、常に萬葉集をよみて、てにをはのつかひざまなどよくあきらめ得たりといへ

ど、外の書はたえてよまず、卷の名だにしらぬ文盲人なれば、せめて歌買人のぞみのまゝに、こまのわたりの瓜つくりとなり、かくなり引かへてうらまほしきわざを、外によみかへん詞なしと、皮古の底をたゞきたるは、いたくほそ本手のをとこといふべし、

(註) 文化十二年八月四日の條

〔一九一九〕指面草

實やいにしへも、月にはちかの鹽ばまならぬ洲崎のこなたに、増屋といふ料理屋の亭主四季阿彌ときこえしは、公家の子胤と間違しや、雲上の物好にて、手跡は瀧本の流れを汲て地藏橋の門子となり、歌は淺草の葉室女にしたがひて國學に眼を晒し、からもりはこやのとじかぐや姫のものがたりうつぼの類まで道をきく、定家家隆は刺下奴にして僕にも連べき見識にて、絲竹のみちをも心え、早鮓を漬る隙にも、一節切の歌口をしめし、冬瓜

汁の獻立に桃花節思、上ミ三ンの役を打れては白馬の節會をうらみ、○中略追儼の節會に費を厭はず、侍女には扇屋の新造の如く、五衣を染たる振袖を着せ、張付は松葉屋を移して簾に藥玉を畫せ、其身は小豆大納言とも名乗べき氣取りなりける

(註) 「雲の上を下からは量られぬ升屋が獻立」の條

〔一九二〇〕眞佐喜のかつら

石川五老翁、講師古人南窓に云けるは、貴弟、講席にて國學歌道俳諧の事杯を評し、又は當世の歌人俳諧者流を誹謗せる事甚あし、御記録を講ずるに於ては貴弟の上に出る者なし、國學和歌の道など、講談の隙に學ぶ位にて、人に咄さるゝ物にはあらず、予御國の學び、歌の道は、いとけなきより好心をとらかし、諸書に眼をさらし、かたじけなくも堂上へも召れ、祕極の道をも承り、世に稀なる御書をも拜見なしけれど、今に其道を得ず、つねに夫

のみうらむ、されば貴弟、決して國學和歌俳諧の事は評し給ふなとさとしける、窓もさる者なれば、心得て其後つゝ、しみしとぞ、然るを當世の若輩、無學の講師振に和學歌道俳諧の事など評するは、かたはらいたし、

〔一九二一〕橘曙覽全集

先子二歳にして母を喪ひ、十五歳にして父歿せり、此に於て大に感ずる所あり、佛に歸せむとし、日蓮宗の巨刹、大道村妙泰寺住職明導に就き佛經を學びたり、明導漢籍に通じ、詩歌を能くするを以て、傍ら之を習得す、是れ後に意を文學に傾くるの端緒となりしなり、親戚等、爲めに家業の衰頽を招かむことを憂へ、百方之を制すれども、兎角家産を屑とせず、専ら意を學問に注ぐ、

(註) 「橘曙覽小傳」の條

〔一九二二〕蘭學事始

上之卷

今時世間に蘭學といふ事専ら行はれ、志をたつる人は篤く學び、無識なる者は漫りにこれを誇張す、其初を顧み思ふに、昔し翁が輩二三人、不圖此業に志を興せし事なるが、はや五十年に近し、今頃かく迄に至るべしとは露思はざりしに、不思議にも盛んになりし事なり、

〔一九二三〕蘭學事始

下之卷

今の宇田川玄眞、初めは安岡氏にて、伊勢の人なり、江戸へ出で、岡田氏を冒し、上にいふ宇田川玄隨の漢學の弟子なりし由、玄隨、其才の周密なるを知りて、蘭學に引導せんとの意ありて、毎々玄澤へも噂せしことありしとなり、玄隨、一とせ、侯駕に陪して其國に至りし頃、や、養家を辭し、本姓安岡に復せし時、玄眞初て師命を含で玄澤が許に來り、此學を習ん事を請ふ、蘭字の書方までは玄隨より習ひ受けしと見へたれば、爲に、蘭言譯語の一小

冊を授けて寫さしめ、又彼の局方の書を讀しむ、日々往來し、且つ寄食の事を乞ひけれども、其ころ家に支れる事ありて、暫く同社嶺春泰が許に託す、此頃春泰疾んで日に篤し、終に物故せり、故に此後、玄澤甫周君へ謀りて同所へ託して曰く、此男蘭學熱心にして其依る所なきを憂ふ、爲にこれを取扱ひ給はらば、往々君の業を助くべきものなるをと説く、君直に諾して、これより同家に入塾することになりぬ、其際も玄澤がもとに往來して、譯法を問ふ事しばく、なり、本此男蘭説の實際に心酔していふ、吾他に望む所なし、隨意に此業の修業出来るの師塾ならば何方へも寄宿なしたきといふ宿願なり、それゆへ桂川家へ託せしことなり、然るに其ころ同家は官務と治業と繁多にして、彼が素志を達すること能はざるを玄澤に訴る、と繁々なり、一日、玄澤、翁に此事を語る、翁、其頃は次第に専門の療術寸暇なく、素業を勤むべき暇とはなき身となりたり、然れども翁は素より此道に志深かりければ、猶益々其道を開きたきの志止がたく、解體新書成就の

後も、彼「ヘイステル」外科書の譯文に手をかけ、「金瘡」瘡瘍の諸篇は草を起して數卷の稿は出來たりしが、其頃度々の病に罹りしに、傍人も諫め、これは此業勤勉の崇りをなす所なれば、少間廢すべしといひ、尤も玄澤等もひたすら心志を放散し、偏に老を養ふべし、不肖といへども其業吾これに代るべしともいひ、且は次第に老行く年なれば、中々大業遂べき氣根もなく、其後は今に中絶したりけれども、其本志の己みがたく、數年の間見あたりし蘭書の分は、大部の物といへども、力の及べる程は費へを厭ず購ひ求め、相應には藏書も集りたり、此學を事とせんとするもの誰にあれ、其志はありても、書籍に乏しき時は事成らずと思ひ自ら讀には暇あらずとも、往々子弟等はもとより、志ある人に借し與へて、此道開くるための裨益たるべしと思ひ、數十卷を藏したり、扱同じくは年若く此道に志篤き人を見出し、別に一女に妻し、養子となし、此業を遂させ、我醫道の未だ開ずして未だ足らざる所を開きて之を補綴し、諸民の疾苦を廣濟なしたきものと朝暮心に

かけし折なれば、幸に玄眞あることを喜び、即ちこれを招き、其志を問しに、其云ふ處、玄澤が申せしに違はず、よりて翁が家に迎へ、父子の契を結びたり、玄眞も其意を得て深く喜び、我家の藏書を自在に取扱ひ、日夜怠らず學び、黽勉一かたならず、やゝもすれば夜を徹する事もあり、其精力の斯くなりしゆへ、進める事も又速にして、其功昔日に倍せり、翁が喜びも亦知るべし。

〔一九二四〕全樂堂日録

訪松崎慊堂約借蘭書ケンフル、此書元係近藤正齋所藏、其妾零落欲求善價售凡十ケンフル原人名、而名書者、其爲書蓋日本史也、圖凡四十餘扇、皆本邦地理風俗、審詳可指點、論說奇異、能言利病、ケンフル始以譯官來、長崎審本邦內地歸、又潛入薩、爲口啞而足痿之狀、避偵察、以歷視諸州、凡留七年、歸而作此書云、可恐也。



(註) 天保元年十二月十八日の條

〔一九二五〕全樂堂日録

受業輩十數人來、秋暉門人芝川者來、芝川住芝口、小關三榮來、三榮出羽庄内人、善讀洋書業、醫不好治療、讀書飲酒之外無它嗜、上無君下無妻孥、終日孤然讀書而不能自立、衣食住待人而生活、桂川醫院愛其嗜學養之、

(註) 天保二年四月十六日の條

〔一九二六〕平賀鳩溪實記  
卷之一

紅毛オランダの通辭へ便りて蠻語を學び、或は蠻國の珍器を求得て、おのが工夫をこらし、才に任せて工しゆへ、細工に於ては紅毛人も舌を卷けると也、忠藏も右の細工には感心し、學問は兎も角も誠に奇才の人物なりと評判しける故、再び評判直りしとなり、

(註) 「平賀源内讚洲退去の事」の條

〔一九二七〕江戸愚俗徒然噺  
第五

文盲は不自由なるうへに、恥ありて悲しきものと口にはいひけれども、所によりては女子には決して手習ひを禁ずる土地あり、か様の所にては男といへども自分の名にてもよむときは、是にて足るといふて農作の事計りに仕立る、なをさら女子などは文字のよみ書出来る時は道樂に成、文など書てよからぬ騒ぎにも成なれば、入らぬ農行の邪魔なりとす、只讀書は名主の役と思へり、

(註) 「文盲恥かしき噺しの事」の條

〔一九二八〕三幣又左衛門書簡

此間起之介一兩日参り居候間論語之内にて一二句一連に心得候章可有

之哉と申候處即座に挨拶も出來かね歸り候後參り申候は事忠信行篤敬此六字にても可有之哉と申業にかけ候ては節用愛人民をつかふに時を以すと申語など可然歟と申候御存知之通無學ゆへいろく聞合候處是等も可然哉と存候

(註) 天保二年八月十九日附、二宮尊徳宛の書狀

〔一九二九〕寛保延享江府風俗志

子供の手遊は、淺草堺町、芝神明杯多き所にて、一枚繪雙紙はりこ人形土人形等也、一枚繪は丈長厚紙にて、多く武者繪、彩色砂箔置、黒き所は漆繪とて黒光也、芝居役者の繪は稀なる事也、本も赤本とて金平地獄廻り、鼠嫁入、花咲ぢ、杯、かなのよみ本はから紙表紙にて、五すいでん或は牛若十二段杯のやう成類にて有し、

〔一九三〇〕浮世風俗  
前編卷之上

曾根村の松之丞殿ちふ人は、神功皇后さまの時分から、代々續た博識だア、此世開闢からの事を、何でもしらねへちふ事のねへ人だアから、ハア松之丞どの鴈首のう打傾て、まじイリく見て居ツけエ、サアたまんねへ考たア、是鰻だと、鰻がまちがつたら、生神なまがみ殿離れて、代々住居のうした、此村内に住ねへ法もあれ、薯蕷やまのいもが鰻になつたがな、モノ鰻が薯蕷になつたがな、二ツ一ツの内だア、お禰宜どの、占も、市女の笹ばたきもいらねへ、鰻だア、蟒蛇うわはなでエねへ、モノ夫だけでも、雀海中に入て蛤となるちふ事ア、書物にもあるが、薯蕷が鰻化した事は、庭訓の往來、今川了俊、其外雜書にも年代記にも見あたらねへ事だと云けエ、

(註) 市女の笹ばたき 巫女の口よせ ○今川了俊 今川狀のこと

〔一九三一〕あすか川

子供遊びも昔は赤貝馬に乗る、又あさりのからにて勝負を争ひ遊びしも、今はしれる子供もなし、子供寄あつまり咄合杯互にいたすに、大方爺は山へ柴かり、婆は川へ洗濯など、云昔咄し専也しに、今は虫拳狐拳本の拳などするもおかし、

〔一九三三〕寶曆現來集  
卷之二

草雙紙、天明年中迄は、新作の本一冊八文にて、五枚宛綴たるもの、是を上下もの又三冊もの、連續き物にして、尤も紙は白漉の返し紙なり、表紙黄色の紙にて仕立たる物也、是を正月元日より、一枚草雙紙とて賣來る、求め、子供への年玉物にしたる物也、今の草ぞうしは、何かことごとく、敷致、書事も細かに長々と書て、さまざま、込入たる故、子供の慰にはならず、大人の持あつかうものなり、價も一冊一匁又一匁五分など、有れば、子供の詠めものにならず、根本の譯をうしなひし事、此類近比は餘多有りける、

〔一九三三〕增訂武江年表  
卷之七

草雙紙の事、寛延寶曆の頃は多く古の合戦武功の次第、或敵討などの類をつゞり、童兒の戲玩なりしを、明和安永の頃より世上風俗の淑慝、男女の情態をのべたる編輯多く、此草帛大に世に行れ、幼稚のみにあらず大人専ら是を弄びて、功拙を論じ、消日の談となすに至る、

(註) 「寛政年間記事」の條

〔一九三四〕あすか川

くさ草紙は、昔は金平本とて大平記杯書たる本也、土佐節の淨るりにて、其後桃太郎また猿蟹合戦などにて、赤表紙の草紙也、今はよみ本同前に詞書多きを專一とす、其上板行の手の込たる計りも能きなぐさみ也、中古八文字屋本とて、物語もの、様に娘形氣手代形氣などとして流行しが、流行おくれ下手談議と云本行はれしも、それも世の風俗たがひ、近年膝栗毛といふ

讀本はやる、

〔一九三五〕用捨箱

昔は正月吉書かきぞめの次に、冊子の讀初とて女子は文正草紙を讀しとなり、今もある大家にその古例残りてあり、此さうし、今多く傳り大本小本摺板はさんの數あるも、昔は家々になくてかなはざりし冊子なりしが故なり、標題にいひの草紙と書たるあり、是その證なりと古老の記に見えたり、按るに此説さもあらん歟、俳諧のぼり鶴といふ集に、

書初に 文章の文にあやかれ姫小松

女章は正の假字なるべし

とあり、是寶永元年の印本なり、當時までは彼草紙の讀初といふ事のありし故、句體により初春の季を持しならん、さて此草紙おこなはれし事は、淨瑠璃に作りたるは土佐掾正勝がかたり、小歌につゞりたるは松の落葉に載たるにても知らる、踊の哥の安宅に、常陸國のつのをかに金の花が咲た

とあるも文正の事也、角岡天正の古寫本に角をり、今築前國柳川にて手毬つく歌にうたふと聞き、此草紙廢れてその歌も絶、却て遠國に残りしなるべし、

〔註〕 文正草紙 お伽草紙の一。常陸の鹿島神宮の大宮司の雜色文太と言ふ者を主人公とし、此者がつのをかの浦にて鹽焼をして巨富を致し、その女が女御と關白の息の室となると言ふおめでたい内容であるので、年頭の草紙の讀初によまれたのである

〔一九三六〕近世物之本江戸作者部類 卷第一

記者の云、享保元文以降、赤本と唱ふる兒戲の畫冊子、年々新編出て、世に行はれしより、文化文政にいたりて、既に三變したり、明和の季の頃より、喜三二春町兩才子出て、臭草紙に滑稽を旨とせしより、天明寛政の間、全交京傳馬琴等の諸才子出て、錦の上に花を添しかは、其滑稽にあらざる者は、童子といへとも欣はざりき、此時に當りて通油町なる地本問屋鶴屋蔦屋二店にて毎春印行せる臭草紙は、必作者を擇むをもて、前年の冬より發兌して

春正月下旬迄、二冊物三冊物一組にて、一萬部賣れざるはなし、そが中にあたり作ある時は、一萬二三千部に至る事あり、猶甚しく時好に稱ひしものあれば、それを拔出して別に袋入にして、又三四千も賣る事ありといへり、是をこそ眞盛りなるへしと思ひしに、文化に至りて、滑稽廢れて敵打もの流行して、續きて種々の時代物世話物語流行しぬるに及て、初て臭草紙に美を盡し、合巻と唱ふるに及ひて、高手と稱せらるゝ、二三子の新作、前年の冬十月より、はやく出たるは七八千部賣るゝといふ、寛政の壹萬二三千部に比ふれば、其數足らざるに似たれども、臭草紙とは價の貴きこと十倍なれば、其利も隨て多かるへし、且今の合巻の十數編續くものは、年々に其古板すら二三百部つゝ賣るゝといへば、竟には一萬五六千部にも至るへし、かれは其盛りなるこゝに於て極れり、物壯なれば必衰ふ、是より後は如何なるへき、且兒戲の小冊子に美を盡して人工を費しぬるは、要なきわさに似たれども、こも泰平の餘澤にて、文華いやましに開けたる時勢に従ふものなるへし、

(註) 「後の式亭三馬」の條

〔一九三七〕伊波傳毛乃記

此ころ每春新板の臭草紙に 昔は丹色の表紙をかけたれば赤本といひしが、後には黄表紙にかへたり、淺草紙の漉返しは白く薄きを二つ切にして、これに搦りしかば、紙に臭氣あり、墨にも臭氣あり、因て臭草紙といへり、爾後臭草紙いたく行るゝまに、書肆等臭の字を忌て草冊子とし、私には蒼と唱へたり、こは草色蒼然の意なるべし、皆小兒輩の翫び物なり、今は佳紙に搦りて、表紙は人物を畫き、彩色數遍すりつけて、恰も錦繪の如し、五張を一巻として、全六巻を合して二巻にしたれば、これを合巻といふなり、作者いで來て、始て滑稽を盡せしかば、雅俗共に珍重して大く行れたり、草冊子に滑稽を盡くせしは、明和中喜三、春町が、金

滑稽を盡せし小冊流行せり、これを洒落本とぞ唱へたる、洒落本は明和中に開板せし遊子放言、これ其嚙矢なるものなり、その後蓬萊山人歸橋といふ作者出たり、こは高崎侯の家臣なりき、俗稱未詳、又唐來三和は、書肆葛屋重三郎が弟ぶんになりて、本所松井町なる妓院へ入婿せし和泉屋源藏が事なり、又志水

燕十といふ作者も有りけり、燕十と三和はもと武士なりき、三和は篤美なりしが、惜いかな洒落本を著し且つ妓院の主人になりたり、この人は草冊子をも作り、燕十は終りをよくせざりしとぞ、こは皆洒落本の作者にて、上手と稱せられしものどもなり、于時京傳當時の戲作者の虚名を羨み、天明の季に至て始て草冊子を著せしに、頗行れたり、

〔一九三八〕増訂武江年表  
卷之七

寛政三年亥の春、山東京傳奉行所より御吟味有て、手鎖にて町内預けになりし、已後女郎買のしやれ本は作らず、時勢によつて草ざうしも教訓を加へ、なんと子供衆合點かくと云ふことを作り、教訓も其已前下手談義など大に行はれたるあり、是は大本なり、善玉悪玉、これも悪玉と云ふことばはありしなり、

〔註〕「寛政年間記事」の條

〔一九三九〕増訂武江年表  
卷之五

此時代世上の風俗をのべたる假名本行れ、數多梓行しけるを撰て、評判記を作り千石篩と題す、其内蜀山人の水灌論を別て賞せり

〔註〕「寶曆年間記事」の條

〔一九四〇〕平賀鳩溪實記  
卷之五

幸ひ哉世上に浮世本流布して、輕薄第一の風俗也、此時に乗して人の情を汲取らば、亦階梯とも成べしと思案して、種々の浮世本を著述して、梓行暇なかりしとなり、

〔註〕「源内浮世本を作り述懐之事」の條

〔一九四一〕妙々奇談

畢竟汝等が著述は、世教政道の害に成る事多く、益有事少し、もし又強て著述梓行せんとせば、我靈林家に託し妨なさん、是國家の御爲、是又商人百姓

之後世之子弟空詩浮文に其身を忘れて、其業を怠る事なからしめん我仁心也、今日はまづ是のみ申聞す、後日汝心を改めざれば許しは置ぬぞ、

(註)「栗山歴三五山」の條

〔一九四二〕西鶴織留 卷三

小商人の碁將碁侍の三味線町人の兵法、出家の淨留利百姓の諸禮がた、是皆よしなし世間に此類あまた有、されば和歌は和朝の風俗にしてうくひす蛙までも其聲其すがたなり、いはんや生ある人の此心ざしなくて有へからず、時に連歌の掟をゆるかせにして俳諧といふもこれ歌道の一體なり、むかしは世を隙になす人あるひは神主又は武士のもてあそびにして有けるを、ちかき年世上にはやり過人のめしつかひの小者下女までもいたさぬといふ事なし、

(註)「藝者は人をそしりの種」の條

〔一九四三〕日本永代藏 卷二

壹人は泉州堺の者なりしが万にかしこ過て藝自慢してこゝにくだりぬ、手は平野仲庵に筆道をゆるされ、茶の湯は金森宗和の流れを汲、詩文は深草の元政に學び、連誹は西山宗因の門下と成、能は小畠の扇を請鼓は生田與右衛門の手筋、朝に伊藤源吉に道を聞ゆふべに飛鳥井殿の御鞠の色を見晝は玄齋の碁會にまじはり、夜は八橋檢校に彈ならひ一節切は宗三に弟子となりて息つかひ、淨るりは宇治嘉太夫節おどりは大和屋の甚兵衛に立ならび○下略

(註)「才覺を笠に着る大黒」の條

〔一九四四〕本居宣長日記

學茶湯於山村吉右衛門殿

(註) 延享五年閏十月十五日の條

〔一九四五〕世事見聞録  
二の巻

近來かやうの族あるに數多出來て奢り誇り、或は詩歌連俳書畫其外の名譽成もの出來、夫れに隨て諸商人は勿論、大工、左官、疊差、表具師、塗師、其外の諸職人、杯皆夫等の道にも志し、自然と職業の妨など出來て、誠に昇平の化、御世の結構ともいふべき姿なれども、左にあらず、甚以て田舎に似合ざる事、百姓にあるまじき事なり、殊に右體土地の衰微を犯し、困窮人を生ぜる基あり、

(註) 「百姓の事」の條

〔一九四六〕本朝櫻陰比事  
卷五

むかし都の町に北國むきの傘を仕込職人有、大勢弟子を抱へ次第に勝手よく、壺屋いへる家名を世生に廣めける、日和の悪敷は此家の仕合、有時五月雨の降つゞきたる宵にあまたの弟子を休ませ、此程の骨折とて、宇治川

といふ名酒を取よせ、こゝろまかせに吞せて、亭主もひとつなる機嫌、しらぬ小哥をうたへば、弟子ともも淨溜利を語り、夜半過より枕も定めすふしける、

(註) 「白浪のうつ脈取坊」の條

〔一九四七〕長部村名主見習良左衛門書簡

此段親伊兵衛儀、高卅四石所持家内六人暮し、名主相勤候私儀は部屋住にて、名主見習親手許に農業渡世罷在候然る處、私十八歳の頃迄は持高卅四石有之候處、五十箇年程以前自火にて焼失致し、普請入用其外にて凡三百兩餘借財出來、父母丹精にて右借財返濟仕候儀に、御座候然る所、私淨瑠璃、三味線色欲等に迷ひ、一箇年三十兩位宛借仕夫れを親に數度爲相拂、其外世間を偽り内借多相成、自然家内も奢り、年々五十兩餘宛暮方に相掛り、此通りにて成行候得は、往々難澁に落入可申候處、十八箇年以前天保六年右



大原幽學に入門仕相學候處身分身上向改革竝村方救之爲右兩様相混じ  
十日市場村伊兵衛へ田地質地に相渡し改革仕候儀に付所持高十四石餘  
減じ候儀に御座候

(註) 嘉永五年六月、幽學門人の辯疏狀

〔二九四八〕西鶴雜留  
卷一

外聞を捨て身のたのしみこそ老先のたのみなれと、奈良草履屋を二足三  
文に仕舞て大阪を離れ、女房の在所住吉の南遠里小野に身を隠し、夕暮よ  
りは油を賣すこし手を書を種として所の手習子とも預り、我まゝそだち  
の草を刈野飼の牛の角文字よりおしへけるに、謠しらねば迷惑して日毎  
に大阪へ通ひ、むかしの友にならひて又里の子におしへけるに、やうく  
兼平一番覺へしに小原御幸の源太夫のと外百番をこのめば師匠のしら  
ぬとはいひ難く、是さへ一日のはしになに成とも望次第にうとふて聞せ

うといふうちに、節用集に見えわたらぬ難字を庄屋殿より度々たづね給  
ふに一度にても埒をあげねば何とやら首尾あしく、はじめは麥秋綿時新  
米の初尾とてくれければ、商ひしたよりまし成と思ひしにひとりく寺  
をあぐれば又かなしく成て、明暮渡世を分別するに、錢三十つ、まうくる  
事の何にてもなかりし、

(註) 「品玉とる種の松茸」の條

〔二九四九〕日本永代藏  
卷六

此男の器ようさ、謠は三百五十番覺え、碁二つと申鞠はむらさき腰をゆる  
され、楊弓は金書くらひ小哥は本手の名人、淨るりは山本角太夫とかたり  
くらべ、茶の湯は利休がながれをくみ、文作には神樂願齋もはだしてにげ  
枕がへしなどはいにしへ傳内に横手をうたせ、連誹も當流の行かたを覺  
え、香を利事京にもならひなし人中にて長口上もいひかねず、目安も自筆

に書かねず何にひとつくらからねど身過の大事をしらす當所もなく江戸にくだりて奉公するに銀見るか算用かといへは、さしあたり口おしく諸藝此時の用に立ず二たび京都にのぼりてとかくすみなれし所よしと年月したしみの友をたのみて諷鼓の指南してやうく身ひとつくらし、不斷の不自由を松はやしの時質うけて又おく事やすし、

(註) 「見立て養子が利發」の條

〔二九五〇〕世間息子氣質

近年は親の心もうはかぶきになつて、身代ふ相應に奢り、子共に遊藝をはげませ、家業の事は親父がさばき、年中打囃子にかゝらせおき、町參會に、御子息のお鼓、此中東山の稽古能で承りましたが、中々扶持人の役者も及ぶまいと、是のみ評判でござつたとほめそやすを喜び、いよく親仁のつて來て内縁を求めて、貴人の御能の役をつとめさせ、家の面目世の外聞と、無

性に金銀いれて習ひ事を傳受させ、身共が倅子はもはや亂道成寺をゆるされましたと、子自慢せらるゝ中に、此若子様よい事にして不斷よい衆づきあひして、浮世の持をしらず、打囃子と好色に身をそめ、數年親の貯へおかれし金銀我物を盗づかひ、隱居の心當の小判迄に手がつき、是はと親仁始めて驚出し、日來愛せし細目も猿眼にかはり、ふ便氣さつて一門町中の佗言も聞入ず、勘當しておひ失ふ、

(註) 「木賊賣は心を磨正直な百姓形氣」の條

〔二九五二〕西鶴織留

中男子が義親の目にも見とゞけぬ者なり、さしあたり利發萬事を人の跡に付事にあらず、惣して音曲鳴物四座の直傳をならひ、請連歌は新座池へ立入俳諧は難波の梅翁を里にむかへ、立花は池の坊に相生迄習ひ、鞠は紫腰をゆるされ、茶の湯は金森の一傳物讀は宇津宮に道を聞、碁所に二ツま

で打なし楊弓は一中かゝりに大金貝の看板、十炷香は山口圓休に聞覺へ有職の道者にしたひ、此外琵琶琴は葉山小哥は岩井嘉大夫ふし、彌七が文作あふむが物まねおかし中間のする事までも口拍子にまかせ、かゝる器用人の有事此所の外聞と皆人もてはやせば、其身渡世の事をおつてしらず殊に肝大氣に生れつき、當座に思案なく金銀手にもたせ置ば、おそろしき虎落どもにかたられ、新田金山芝居の銀本博奕の筒にかゝり、何ほどあつても手を拂ふものなり、

(註) 「津の國のかくれ里」の條

〔一九五二〕本朝二十不孝

爰に吳服町二丁目に虎屋善左衛門とて分限國中に沙汰し棟高き家有、年榮ん時より法體しての十徳、名を善入とよばれて何の役なし坊となりぬ、惣領を善右衛門是に家督を渡し、二男善助には殿方の商、三男善吉に町屋

善八に寺方と、それ〴〵に商賣の道筋をつけ、いづれも若盛にして器用に勝れ、笛鼓太鼓をならべて、朝暮座敷能を善入太夫をし給へば、四人の子共、囃方を勤め、手代あまたあればワキツレ地謠迄家内にて仕舞、歡樂ならびなく、いつ年のよるべき物共しらぬみの略<sub>下</sub>

(註) 「親子五人仍書置如件」の條

〔一九五三〕本朝二十不孝

爰に高松の荒磯と名乗て、力ばかりを自慢して、昨今取出の男丸龜やの才、兵衛とて歴々の町人兩替見世出し、世間にしれたる者には慰ながら、是は似合ざりき、それ人のもてあそびには、琴碁書畫の外に、茶の湯鞠楊弓謠なと聞よし、なんぞや裸身となりて五體あぶなき勝負、さりとは宜しからず、自今是を止て、よき友にましはり、四書の素讀ならへと、親仁分別らしき異見、こんな事が耳に入れば、一兩年も跡に家譲り、万にかまはぬ物をと、母親

は男勝りの智慧を出して才兵衛をひそかにまねき、もまたそなたも十九の春なれば、花見がてらの都にのぼり、金銀ためしはこんな爲なれば、鳴原に行て太夫を残らず見盡し、大坂の芝居子に出合、其若衆氣にいらばすくに身請して、三津寺新屋敷とやらに家家でも買てとらせ、心やすき立より所にせられよ、この度千兩貳千兩つかへばとて、跡の減内藏でもなし、首尾は母にまかせよとうまい事いふて聞しても、才兵衛一圓合点せず、只世中に相撲取より外に何が遊興なしと、中々やむる事にあらず、獨りもひとりからとかなしく、今は教訓の言葉もつきける、

(註) 「無用の力自慢」の條

〔一九五四〕民間省要  
中編卷之一

農商工の三民に、又近年隠れたる無名の奢ありて、家業不精の輩多し、此難に懸る者は一生をくるしむ、其事人の子に有、惣じて近年世の中いつとな

く上は、前に云ふ辰巳上りに成行き、下々に至迄頭の内の飾り品々より、腰の廻りの結構の綺羅はき物足袋までに渡りて、物の入用限りなし、下々の無名の驕りは大方頭に初り、手足に終ると見へたり、諸藝といへども、淨るり、小唄音曲の數々、中間小物童男童女の類に至迄、四座を學で俗を嫌ふ、昔は座頭猿樂の外には、かゝる藝は聞事なく、適々有といへど奇なりとして耳を驚せしに、段々近年に至女中迄も皆學び得て、いつしか役者はあざむかれぬ、

(註) 「四民忘身之上事、皆無名の奢りより出たる事」の條

〔一九五五〕雜交苦口記  
卷之二

今の世の中は十歳計りに成と、何事も差置、鼓太鼓など習はせ親の慰とす、第一にすべき事あるに、夫は差置遊藝をおしゆる事、親の誤り、○下

(註) 「廿一 子供を育る仕方の事」の條

〔一九五六〕昇平夜話附録

少し遠き城下郷村にては、鞠、揚弓、立花、茶の湯、誹諧などは云に及ず、射を射て慰とするもありと云、

(註) 「農民」の條

〔一九五七〕世事見聞録四の卷

尤當世にも琴、三味線、鼓弓、杯の指南を致し又は針療など専らとする盲人もあれども、右等の藝道を以大金を取集る事は容易ならず、勿論遊藝は當世盛んに行るゝ事にて、弟子よりの收納も多く、或は目錄、免許、奥免許、杯いうて格別高金を取る事なり、略又假令にも藝道指南を致す程の事に到ては修業も大方ならず、其上教授る精根も大方ならず、略依て今十人が八九人は藝道を脇になし貸金利倍の道に赴くなり、

(註) 「盲人の事」の條

〔一九五八〕伊波傳毛乃記

京傳狂才あり、然れども書を讀むことを嗜まず、弱冠の時日々堺町に趣て、長唄三絃を松永某に習ひしが、其聲音清妙ならざるをもて、羞て遊藝を棄たりき、其ころより北尾重政を師として、浮世繪を學びしが、畫も亦得意ならず、終に行るべからずと知て、中途にして廢にき、京傳畫名を北尾重政といへり、天明の末に畫きたる紅繪に、政演畫としるせしもの、今も稀にあり、

〔一九五九〕嚴有院殿御實紀卷一

正雪もとは、駿河の國油井といふ所の染工の子なり、性質こさかしく、幼年より戰記などよみならひ、後には兵學を業とし、楠正成が末葉といつはり、名をもとめ世にてらひ、やがて府にまいり、こゝかしこ諸侯のまねきに應じ、兵書を講じければ、貴賤にもてはやされ、その身また紀伊殿の眷顧を蒙るなどいひて、人を多くつどへけり、

(註) 慶安四年七月廿七日の條

〔二九六〇〕本朝二十不孝  
卷二

それがし抑盤おさくは石川五太夫としてしがの片里に住なして、あまたの人馬をかゝへ物づくりをして世の中の秋にあひ春を、くり然も一子に五右衛門とて、勝れたる大力殊に諸藝に達し老のするゝ頼もしかりしに、己が農作を外に無用の武藝をたしなみ、軟取手を稽古に闇の夜の衢に出往來の人をなやましけるが、略

(註) 「我と身をこがす釜が淵」の條

〔二九六一〕本居宣長日記

七月ヨリ、稽古弓、濱田瑞雪三十郎  
良安、老受指南、同九月十五日的射始

(註) 延享三年の條、宣長十七歳の時

〔二九六二〕兎園小説  
第十集

先祖は別所黨にて、播磨の野口の城主、略中その子孫零落して、攝津の大坂にをり、數世の後、長井大庵に至れり、是則眞葛の祖平助の父なり、大庵は醫をもて業としたりしかば、江戸に到りて紀州公に仕へまつりぬ、をのこ子三人まで有りけるに、只武藝をのみ學ばせて、子ありとだにも聞えあげざりしかば、ある時公ちかく侍らして、汝が齡既に四十にあまりたらんに、子ども兩三人ありと聞きぬ、などて家督を願ひ申さぬぞと問はせ給ひしかば、大庵はあとさかり額づく程に、はふり落んとせし涙を拭ひて答へ申すやう、いと有りがたきまで、忝き御意を蒙り奉りし事、身にあまりて覺え候へども、かねく申しあげし如く、先祖は一城のぬしで候ひしに、たづきの爲にかく長袖になりたるだにも、くちをしく候ものを、子どもをすら、親の如くにし候はんは、先祖へめいぼくなく思ひ候へば、不肖の某一代のみめし仕はせ給へかし、子どもはよしや浪々の飢に臨み候ふとも、武士にせま

ほしくこそ候へとまうし、かば、公感じ思召して、さらば方伎は大庵一代たるべしと仰せ出だされて、跡をば武士になされたり、

(註) 「真葛のおうな」の條

〔一九六三〕世事見聞録  
二の卷

又村役人其外都て有餘なる族は、耕作を召仕の下男女に任せ置、己は美服を着し、或は婚禮、取諸祝儀、佛事等、都て武家の禮式に倣ひて大造なる招請、饗應などなし、又は常に浪人杯を圍ひ置、て身分に非ざる武藝を習ひ、或は師匠を撰みて詩文章を志し、唐様を書き、和漢の書畫風を學び、又は茶湯師、歌俳諧師、音曲の藝者杯を抱へ置、て遊藝を學び、○下

(註) 「百姓の事」の條

〔一九六四〕松屋叢話

友清田高 和漢の學に心をよせてかねて兵法算術にも通たれたり、備急雄畧といふを書れしに、その著稿したかきやうやくちりうせて、わづかに残りしをなほ祕ひそもたり、歌集も一卷ありつるを、いかゞしけん今は見えずなりぬ、

〔一九六五〕小兒必用養育草  
卷六

毎年正月に、四民共に、男子には、破魔弓をもてあそばしめて、弓射る事をしらしむるなり、

(註) 「和俗兒子に破魔弓、羽子、紙鳶、竹馬、殿事、炊事の戲をなさしむるの説」の條

〔一九六六〕他我身の上  
第三

馬鹿氣なる町人、子を壹人もたれしが、たしなむ藝あまたあるべきに、かくし藝なりとて、其子に兵法をならはせらるゝほどに、やうくおもてを習ひあぐるほどに、いつともなく陽氣ものになりて、あそこの喧嘩、こゝの辻

ぎりの手がらとて、まことしからぬ事のみ、物がたりに出して、きるものにも、よのつねのかたこもんはつけず、下がへにはきねにつるなどかけちらし、かたさきには南無妙法蓮華經などはねまはり、大わきざしのをとしざし、こびんすりさげかき頭巾、日のてりわるにも鐵子杖、たま〜つかふ言葉さへ、關東兵のごとく也。

〔二九六七〕風流夢浮橋 卷一

歸さの駕籠いそがせてかはら町、其家居も小ざれいに住なし、表のがうしの真中にかんばんかけ、一番に小倉百首伊勢物語、右講釋いたし候、女歌書讀幾野と書たる筆のすさみ、いやしからざる風ぜい、さてこそ夢中の御告、うたがふことなしとあんないし、あるじに對面したまへば、彼水茶やの女なり、

(註) 「時華出は女の歌書讀」の條

〔二九六八〕風流夢浮橋 卷一

今宵のおいでは伊勢物語の御望、夜更ぬ内讀申さんと見臺になをり、むかし男うゐかうむりして、ならの京春日の里に知るよししてかりに居にけりと讀最中におしゆん罷出、

(註) 「四、時華出は女の歌書讀」の條

〔二九六九〕和庵雜編 四十

七歳にて入學せんことを願へども、女子の無用の事とて、父母さらにゆるされず、略○中兄正富、強く好みけるを賞して、古今集の序、伊勢物語等をよませらるゝにより、いまだ手ならひぞせざれども、假名文字よみおぼえて、繼松などをもとれり、

〔二九七〇〕擁書樓日記



たせ子は、織錦翁の養女にて歌に名あり、八町堀地藏橋わたりなる翁の舊宅に住て、いとくねくしき母尼のこゝろとりてつかうまつれり、よく源氏物語をよみて、おほかたそらにさへおぼえたるは、今の世の紫女とやいふべき。

(註) 文化十二年八月六日の條

〔一九七一〕日本永代藏 卷二

何より我子をみる程面白きはなし、娘おとなしく成て頓て娵入屏風を拵とらせけるに、洛中盡を見たらば見ぬ所を歩行たがるべし、源氏伊勢物語は心のいたづらになりぬべき物なりと、多田の銀山出盛し有様書せける、此心からはいろは哥を作りて誦せ女寺へも遣ずして筆の道を教ふるもせず京のかしこ娘となしぬ親の世智なる事を見習ひ八歳より墨に袂をよごさず、節句の雛遊びをやめ盆に踊らず、毎日髪かしらも自梳て丸曲まるまげに

結て身の取廻し人手にかゝらす、引ならひの眞綿も着丈堅横を出かしぬ、いづれ女の子は遊ばすまじき物なり、

(註) 「世界の借屋大將」の條

〔一九七二〕浮世風呂 三編卷之下

本居信仰にて、いにしへぶりの物まなびなどすると見えて、物しづかに人がらよき婦人二人、おのく玉だれの奥ふかく侍るだらけの文章もんぢやうをやりたがり、几帳のかげに檜扇でもかざしてゐさうな氣位なり、けり子けりこ鴨子さん、此間は何を御覽じます、かも子かもこハイうつぼを讀返さうと存じてをる所へ、活字本を求ましたから、幸ひに異同を訂してをります、さりながら舊冬は、何角用事かくようじにさへられまして、俊蔭の巻を半過るほどで捨置ました、けり子けりこそれはよい物がお手に入りましたネ、かも子かもこ鳧子さん、あなたはやはり源氏でございますか、けり子けりこさやうでございます、加茂翁の新釋と、本居大人の玉の小櫛

を本もとにいたして、書入をいたしかけましたが、俗さぶらひた事にさへられまして、筆を採る間がござりませぬ、かも<sub>子</sub>先達てお噂申た、庚子道の記は御覽じましたか、けり<sub>子</sub>ハイ見ました、中々手際な事でござります、しかし疑しい事は、あの頃にはまだひらけぬ古言などが、今の如ひらけて、つかひざまに誤のな  
い所を見ましては、校合者の添削なども、少しは有たかと存ぜられますよ、かも<sub>子</sub>何にいたせ、女子であの位な文者は珍らしいござります、先日も外で  
消息文を見ましたが、いにしへぶりのかきざまは、手に入た物でござりま  
す、けり<sub>子</sub>さやうでござります、何ぞ著述があつたでござりませうネ、世に残  
らぬは惜いこととござります、ホンニ怜野集をお返し申すであつた、永々  
御恩借いたしました、有がたうござります、かも<sub>子</sub>いへもうおゆるりと御覽  
なさりませ、わたくしはうけらが花を一冊かし失ひましたが、トント行方  
がしれませぬ、けり<sub>子</sub>イエどうも、かし失ふでこまりますよ、此間はお歌はい  
かゞでござります、かも<sub>子</sub>何か埒明ませぬ、先日どなたにか承りましたがあ

なたはひなぶりをもお詠なさるさうでござりますネ、けり<sub>子</sub>ハイサもう、お  
恥かしい事でござります、あまり本歌で退屈いたす時は、なぐさみがてら  
俳諧歌をいたしますが、何もうお恥かしい、お耳に入てはおそれ入ます、  
かも<sub>子</sub>イエサ萬葉の中にも、大寺の餓鬼のしりへにぬかづきの歌、エ、夫か  
ら夏瘦によしといふものむなぎとりめせ、のたぐひ、その外あまた見えま  
すし、殊には續萬葉に俳諧體と申す體がわかりましたから、無心體の歌も  
おなぐさみには宜しうござります、けり<sub>子</sub>イエモウ、松のおもはん事もはづか  
し、でござります、此間ネ、あまりいやしい題でござりますが、おかちんをあ  
べ川にいたして、去る所でいたゞきましたから、とりあへず一首致ました  
うまじものあべ川もちはあさもよし、きな粉まぶして晝食ふもよし  
と、いたしました、ヲホ、、、かも<sub>子</sub>ヲホ、、、冠辭をふたつ立入て、至  
極面白ううけ給はります、まぶしてなどが、どうか古言のやうにきこえま  
して、ヲホ、、、けり<sub>子</sub>イエもう、ほんのなぐさみでござります、先生など

のお耳に入たらお叱り遊すでござりませうよ、

〔一九七三〕 繼の權三重帷子

小さい時から茶杓の持ちやう、茶巾さばきも習うて置きや、長々の留守の中、子供が悪う育つたと言はれては、母が浮名も恥かしい男の子は男の手、祖父様へ行て大學でも讀み習や、馬鹿よ、供して暮方に連れて戻れと、内外迄に氣を配る、留守こそ心つくしなれ、お菊はさすが姉だけの、母様いかいお世話、些お休みと差出す、薄茶茶碗の音、羽山おとなくれたる振を見て、テ、孝行なよういやつた、おとなしう成りやつた、

〔一九七四〕 世間娘容氣  
三之卷

迎もこちの娘はたゞの奉公に出しても、中々恪氣強い女房の所にさへおかぬほどのぶ器量なれば、兩親筆をすて、手習綿つみ針仕事、すべて女の

業をやめさせ、近所の名を得し腹さすりの上手の方へ按摩習はしに通はせ、高が身についた貧乏神と覺悟きはめて、捨物にしてやしなひける、

(註) 「ぶ器量に身をはたく抹香屋の娘」の條

〔一九七五〕 世間娘容氣  
四之卷

萬たしなみ深く針仕事の透には、ともしびのかげを少しそむきて、伊勢物語薄雪の草紙などを中音に讀みてゐて、外へは心をうつさず、○下

(註) 「身の惡を我口から白人となる浮氣娘」の條

〔一九七六〕 生玉心中  
上卷

弟の幾松とおれとが間に、十八に成るおきはといふ妹が有る、もとは在所一ツ屋の叔母の娘、後々は此の嘉平次と、従弟どし女夫にする約束で、藁の中から養ひ、死なれた母の肝精で物も書き縫針、綿もつむ機も織る、算用も

やりをる略下

〔一九七七〕浮世風呂  
三編卷之上

朝むつくり起ると、手習のお師さんへ行てお座を出して來て、夫から三味線のお師さんの所へ、朝稽古にまゐつてね、内へ歸つて朝飯をたべて、踊の稽古からお手習へ廻つて、お八ツに下ツてから湯へ行て參ると、直にお琴の御師匠さんへ行て、夫から歸つて三味線や踊のおさらひさ

(註) お座を出して來て、手習机は日々終業後かたづけ積み上げ置く故朝行きて此の机をもとの如く竝ぶるを御座を出すと云ふ

〔一九七八〕當世阿多福假面

是は列女傳とやらにあるはなしぢやのなんのかのとて女の操、心がけ、あるときは歌のよみかた香の道、棄つるはやすいきいておけとて、手習縫針

琴三絃つがもないそろばんまでも、人にはいふなと御指南、あそばし、略下

〔一九七九〕世事見聞録  
六の卷

又有福の町人の娘共は、寵愛の餘りに踊狂言を習はせ、錦金欄其外芝居役者同様の衣裳を飭り、宿にて芝居をなし、折々役者を招きて奔走し、又は下形といへる囃子方の藝子共を抱へ置、或は花見遊山又は別莊杯へ連れ行て踊狂言を催し、世間の人に見せ振すなり、

(註) 「歌舞妓芝居之事」の條

〔一九八〇〕世事見聞録  
六の卷

娘を持てば身上限り遊藝を仕付る事に成り、其外徘徊師・狂歌師・茶湯師・盆石畫・活花師・軍書講釋手妻つかひ・おとし・嘶の類都て遊興に付添る業體のもの、澤山に出來、昔は風流風雅を極めて質素成しものが、今は皆蕩樂もの

にて、下賤の身として當世に誇り、優長人・福有人の翫びものに成り、或は歴々の人々にも側近く用ひられ過分の金銀を貰ひ、衣服其外奢りを常とし、能き人も放蕩に引入、我物いらすに物見遊山賢ましく、行儀もなく氣を屈する事もなく、世の中を慰て樂み暮す事なり、

(註) 「歌舞妓芝居之事」の條

〔一九八一〕世事見聞録  
六の卷

依て末々町人は娘さへ持ば先づ遊藝を仕込み、實子なきは養女杯いたして能き娘を拵へる事を欲し、假令困窮人といへども歌・淨瑠璃・三味線・踊り・狂言・鼓太鼓・胡弓杯の稽古致させ、生ひ育を遅しと待兼、いまだ年の至らざるに或は遊藝者といたし、或は囃ひものとする事を急ぐなり、娘共も兼て其積りに心得、人の寵愛に誇り懦弱安體に暮さん事を願ひ、旦那を取るというて能き男を撰びて身を任するなり、其能き男といふも貴人か又は美

男杯をいふにはあらず、卑賤にても醜き男にても、又老たるもの迎も厭はず、又出家・沙門・穢多・非人等の素生も糺さず、只金銀福有なるを能き男と崇め、或は夫が子を孕み莫太の産入用を取、若又其宛行少き時は墮胎し、人非人の所業をするなり、

(註) 「歌舞妓芝居之事」の條

〔一九八二〕伊波傳毛乃記

其子なきにより、妻百合が弟を養ばやと思ふ程に、渠は年二十ばかりにて早逝せしかば、其妹の八九歳なるが、最貧しき家に養はれたるを索て、人をもて取りもどさんと謀らせしに、其養家は貧窮至極して、一女を養ふに便りなき折なれば、喜びて承引し、即ち養育金を乞ふて、女兒を返せしかば、京傳これを養て鶴と名づけ、書畫三絃活花などを學ばせて鍾愛しけり、

〔一九八三〕假名文章娘節用  
前編上巻

お龜もまた世にめづらしき發明のうまれにて、文よみ哥よみ手ならふ道はさらなり、物たち縫針の技藝にすぐれ、琴三味せんの調べさへ、いとうつくしく何にまれ、女子の道にくらからず、

〔一九八四〕なるの日並

此養子は物などはかぐしくもいはねど、裁縫のわざにたけて、をさをさ世わたりにもたづきながら、よき人と人もいひきかし、富本流の上るりも上手なりきをしむべし、

(註) 安政二年十月十三日の條

〔一九八五〕浮世風呂  
三編卷之上

わたしは夫だから、稽古はなんでもする筈だが、お婆さんのお云ひには、お丸

は、病身だから手習と三絃計で、外の事はさせねへが能、其代に、女は縫物をよく覺させるが、かんじんだと此間は、ネ、繼物をいたすよ、おまへもお仕か、

〔一九八六〕浮世風呂  
三編卷之下

さうさ花を活るの琴を弾くのと世帯もちのいらねへ事さ、飯を焚て着物を縫て、内外の者の身じんまくをして、物にすたりの出ねへやうにすりやア、女房の役は澤山だはな、それで氣にいらざア先さまの御無理だ、

## 解説

江戸時代は前時代と異つて殆ど戦亂の見るべきものない平和な時代であつた爲に、庶民の教養も亦、前時代よりは著しく向上した。手習は一般に普及し〔一九〇二〕、特に町人の間には手跡、算

用其他の教養を有することが普通と考へられるに至つたのである〔一九〇三—一九〇五〕。

當時武士の間に行はれてゐた學問は言ふまでもなく儒學であつたが、庶民の間にも四書五經の素讀は行はれ〔一九〇六—一九〇八〕、庶民の中より儒者として一家をなすものすら現れるに至つた〔一九〇九〕。勿論かくの如きものは特殊の場合であつて、一般的には儒學的教養がそれ程高かつたとは見られないが、併し當時の庶民が武士の有する儒學的雰圍氣に依つて、暗々裡に教化せられてゐたことは想像せられる〔一九一〇・一九一一〕。國學が勃興するにつれて、神官、醫者の間から神道、國學を専攻するものが相次いで出で〔一九二二—一九二五〕、和學、歌道が庶民の間にも相當浸潤するに至つたのである〔一九二六—一九二九〕。更にこの時代の末期には蘭學の研究が盛んとなり、武士庶民の區別なく外國文化の攝取に異常な努力が支拂はれ〔一九三二—一九三六〕、やがて來るべき明治文化の先驅をなしたのである。

かくの如くこの時代には一部の庶民には相當高い教養が積まれたのであるが、併し一般庶民の教養は武士に比すれば遙かに低かつたことは言ふまでもない。殊に農民の間に於いては文盲なるものも尠くはなかつた〔一九二七・一九二八〕。教訓的な讀物として一般に與へられてゐるものとしては、子供の爲の繪草紙や昔咄、往來本、教訓書等がその主なるものであつたであらう〔一九二九—一九三二〕。一般には草雙紙、假名本、浮世本等が庶民階級の讀物として流行してゐたのである。

草雙紙も天明年間頃までは主として太平記とか童話等が載せられてゐて、幼童の讀物と考へられてゐたが〔一九三二—一九三五〕、後には卑俗、滑稽を主として、教育内容としては寧ろ墮落したが〔一九三六・一九三七〕、奉行所の御吟味などによつて、教訓を加へるものもあつた〔一九三八〕。假名本、浮世本等も廣く庶民層にその讀者を有してゐた。〔一九三九・一九四〇〕。

讀物の外にこの時代の庶民の教化内容を形成してゐるものは、詩歌、俳諧、遊藝の道である。特に町人の間には所謂空詩、浮文を弄ぶもの多く〔一九四二〕、連歌、俳諧、茶の湯等が彼等の間に流行した〔一九四二—一九四五〕。而してかゝる傾向は獨り町人のみならず、農民、職人にまで及び、小哥、淨瑠璃等も行はれてゐる。〔一九四六・一九四七〕。謠曲もこの時代に至つて、町人の教養の内容をなすに至り〔一九四八—一九五〇〕、嘗ては公卿の教化内容であつた詩歌管絃は、その内容を變じて、彼等の學習對象となるに至つたのである。即ち琴、三絃、笛、鼓、鼓弓、鞠、立花等が餘猶のある町人の間では、男子の教養の對象と考へられた〔一九五一—一九五八〕。

當時は中世時代と異なり、武士と庶民との間の身分上の區別が明確であつて、庶民が武事を學ぶことに依つて武士となることは殆ど不可能ではあつたが、尙ほ當時の社會として庶民の間に武藝を學び、兵法に心を傾くるものも尠くはなかつた〔一九五九—一九六四〕。随つて町人がその子供に簡単な武事を教へるといふことも行はれてゐる〔一九六五・一九六六〕。

この時代の一般女子の教養は、男子に比すれば極めて低かつた。前時代までの女子の教化内容と考へられてゐた文學的教養も、一部の女子の間には行はれたであらうが〔一九六七一―一九七〇〕、一般婦女子がさうした教養を持つことは、それ程要求もされず〔一九七一〕、寧ろ揶揄的な眼でさへ見られてゐたと考へられる〔一九七二〕。

一般女子の教養としては、幼時は手習の外には裁縫、茶道、三味線、琴とかゞ、その主なるものであつたであらう〔一九七三―一九七八〕。富裕な町人の家庭にあつては、寵愛の餘り、娘共に踊狂言迄も習はせ宿にて芝居をなす等のこともあつた〔一九七九〕。町人は娘にこれらの遊藝を仕込むことに、並々ならぬ努力を支拂つてゐる〔一九八〇・一九八一〕。中流の家庭に於いても、三絃、活花、歌等は重要な教養内容と考へられ、それに裁縫が甚だ重要視せられてゐる〔一九八二―一九八四〕。下層階級に至ると、活花とか三絃とかはそれ程重要視せられなくなつて、専ら裁縫、家事上の知識が教育の内容となつてゐる〔一九八五・一九八六〕。

## 第五章 教育の方法

〔一九八七〕西鶴織留  
卷六

町人にても世盛の家に出生する子は前生の定まり事各別世界の縁ふかし、本乳母抱姫として二人まで氏すじやうまでを吟味して、家久しき年寄を畢まひに付てかりにも小宿ばいりをさせず、かうがいさし櫛をさゝせず肌にはやはらか成物を着て、食物も朝は白粥に飛魚さごしの外は毎日改め、夜は枕に寝ぬ役人を付襦袢のぬるゝ、敷を吟味し、晝夜に三度の五香を用ひ手醫者間もなく見まはれ、榮花成事つどくゝにいふまでもなし、心だての悪敷ものを馬追船頭お乳の人と申せど、分限なる家にては萬を願ひなき程にして、すこしても奉公にわたくしあれば明日待す追出さるゝにおそれ、かりにもすね事をいはず若子様を大事にかけまいらす事ぞかし



(註) 「子をおもふ親仁」の條

〔一九八八〕西鶴織留  
卷六

此程乳母に出る奉公人を見るに大かたは世帯破り、又は下子共男定めずたはれてやうく其子を中宿に産捨、乳のあるにまかせて子のとりさばきもういしく口次のかゝに身まかせてお子五ツまでの作法の乳母には出けれども、五月の節句に甲正月に破魔弓進じて祝義取事も、お髪置より袴着兩年は絹物の仕着を取事やら、何のわきまへもなく勤めける乳母の奉公になれざるものぞかし

(註) 「子をおもふ親仁」の條

〔一九八九〕本朝櫻陰比事  
卷一

此人五十餘歳まで屋繼のなき事を悔みしに、本妻懷體をよろこびしに、此

亭主相果られ三十五日のなげきのうちに平産いたせしに、是つねに替りて存然も二人ともに男子也、父のなければひとしほふびんにおもはれ、面くに乳母とりて此子ともをそだてさせ、名も梅松竹松と呼て十三に成ける夏の比又此母親頓死いたされ、定めなき世とことになしきは跡を見立る一門もなく、只ふたりの乳母ども銘くに抱守いたせし子に此あとしきを望み、惣領末子の論をする事やみ難く、町中の異見をも聞入ずして兩方より同じ願ひ訴詔をあげける、

(註) 「存は他人のはじまり」の條

〔一九九〇〕小兒必用養育草  
卷六

諸禮習べき事なり、小笠原家などにては、八歳の時分より、素禮百返と定め、毎日ならはしむる事なり、

(註) 「男女の小兒に教誨の説」の條

〔一九九一〕海西漫錄  
初篇一

予甫五六歳の時、百人一首今川狀などは、習ふともなく誦誦しけるに、八九歳に及び、手習素讀を忌嫌ふ事、灸治にひとし、はじめ父なる人の自ら句讀を授け給ふに、大學を持ち來れとあるや否、こそくと馳出し、或は土藏に匿れ、或は長屋にて日を暮す事多かりき、據なく句讀を受る時は、早く覺なば、早く置給ふなるべしと心得、力めて速に覺ゆれば、能覺たり、さらば其次を讀べしとて、次章を教給ふ、さては能覺たるは損也と思ひ、つらきに堪かねわと泣き出しけるに、父なる人もあきれ給ふて、役にたぬ奴かなとて置給ふ事度々なりき、然るに十一二の比にや有けん父なる人の膝下にて、論語を復しける時、此朱熹集註と申事は、いかなる意にて候ぞと問ける、此は宋代にて朱夫子と聞えたる御方が、註を集められたと云ふ事也と答へ給ふ、然らば道春點と申は、いかなる義にて候ぞ、道春と申先生も、宋代の夫子にて候やといふ、否、道春先生と申は、今東都にて林祭主の御先祖にて

訓點を附おかれたと云事也と答へ給ふ、然らば日本人にて、も書物に名前を出して苦しからず候や、それは云ふにも及ばぬこと、徂徠先生と云は、論語徴としていみじき書をも著はされたり、其方とても學力有て書を著はさん事、何ぞ憚る所あらんと諭し給ふ、ここに於て及ばぬ事ながら、學術に志を立るやうになりて、○下略

(註)「朱熹集註」の條

〔一九九二〕和庵雜編  
四十

八歳より九歳までに、いろはの手習をもして、又論語孟子をも習へり、物よくおぼゆるよしき、て、白田陽山、弟子になすべしといはるれども、無益なること、て、父母き、入る、ことなくて、さしおかるれば、いたづらに童遊などにて過すを、我はいと本意なきことにおもひて、兄武世の講席にのぞむとて、書を懷にして、朝毎に出でゆかる、を、毎に羨みて、はかなき假名草

紙にても、只讀みておぼえんことを好めり、兄息雅は、唐大和の軍書を好み、其の物語などせらるゝを、うれしきことにて、朝夕此の人の宮仕怠らず、

〔一九九三〕和庵雜編 四十

十二より裁縫のわざ、女子の習ふべきことどもならずはすべしとて、正當書に心よすることを制して、琴を教へらるゝに、よく覺ゆるやうなれど、さらに心には入らず、

〔一九九四〕七偏人 五編の下

怪我をさせまい、若萬一わるい虫でも出やうかとの案じがかうじて、お宿をする地藏菩薩の百萬べん、鬼子母神さまのお草履とり、七ツ八ツの頃からして手習讀もの十露盤の稽古にゆけと追出しても表へ出るといたづらや、喧嘩の後に氣を揉せ著ものや帯のかぎ裂が止んだと思ふと稽古處

ばいり、

〔一九九五〕浮世風呂 三編卷之上

わつちのおツかさんは、何でも知てお出だから、些でも三絃の弾様が違ふと直にお叱りだよわたしのおツかさんは、七の歳に、踊でお屋敷にお上りだと、

〔一九九六〕夏山閑話 卷之四

むかしは兒童を寺院へつかはし、僧を頼みて手習物讀などをさせしなり、今も邊土はかくの如し、今世商家にて手習の師をする所を寺といひ、子どもを寺子と云ふも此風なり

(註) 「むかし手習讀書の師」の條

〔一九九七〕改正古狀揃抄

登山とはいにしへより若年のもの寺院の住侶より手本を乞て習ひ又はものまなびすること一般也今も邊鄙鄉村みな然り牛若鞍馬寺に登り箱王丸箱根の別當にしたがふがごとし弟子を寺子と呼も此故也

〔一九九八〕兒讀古狀揃證註

右手習の大體は軍に打立ごとし其故如何となれば初て登山する童は武士戦の場に向ふごとし若年の者寺院の住侶より手本を乞て習又は物まなびせしこと一般也今も邊鄙鄉村みな然り牛若丸鞍馬寺に登り箱王丸箱根の別當に従ひしごとしそれより昔は菅承相叡山の尊意を師とせり

〔一九九九〕經濟問答秘録 卷四

人モ幼少ノ時教ヘ込ザレバ、年長ジテハ私欲生ジテ教ヲ用ヒズ、然ルニ今

時寺ニ行ケバ、唯佛ノ尊ブ事ノミ教ヘ、人倫ノ道ハ勿論、禮容モ教ヘズ、途ニ官者ニ頭卷ヲ脱ギ、老人ヲ貴ビ酒賭ヲ禁ズル事一舌モ無ク、酒ハ自ラ飲ンデ見スルユヘ、子ドモ皆之ニ倣ヘリ、

(註) 「本朝諸國釋奠式」の條

〔二〇〇〇〕山鹿語類 卷七

學校と云はあらざれども、在々所々に寺社多く、一里一郷の處にも神社佛閣のまふけなきはあらず、其の所の民人の小弟必相集りて手習物を學び、或は祭禮を設けて衆民相會し、やぶさめ競馬の事を行て飲酒の會あり、これ所の明神氏神を崇敬のためなりと號す、

(註) 「設學校立道學」の條

〔二〇〇一〕松屋筆記 卷之十四

素讀手習の師は順徳といへる浪人也父の家の食客なりき

(註) 「恩人」の條

〔二〇〇二〕江戸愚俗徒然噺

きうハイ今日は、番頭是は御早ふムり升サア御通りなされ、下女おぼうさんへ御師匠さまがお出なさりましたよ、

(註) 「人間貧福差別の事」の條

〔二〇〇三〕きゝのまにく

衣服品々之事、與力同心盛場杯より音物聊にても受申間敷公事出入諸願事等に付ては勿論之義云々、町中唄淨るり女師匠へ男稽古無用之事、又名弘等花會に紛敷仕方、不埒之至に候、

(註) 天保十三年三月十八日の條

〔二〇〇四〕天保新政録 卷之一

町中女にて武士町人え唄淨瑠璃三味線杯教其中には猥が間敷風聞も有之、如何敷義に候、男は男にて教候者も可有之候、別て帶刀候筋えは女師匠の者、決て弟子に取申間敷候、譬町人にても女師匠にて男の稽古は無用可致旨、先年觸置候處猶又近來猥に相成、女にて男え教候もの有之やに相聞候、且又師匠えは金子さへ出し候得ば藝の善惡幼年の無差別藝名差出候故、追年名取のもの多、尤名弘等差留候筋には無之候得共、摺物又は口上書え品物を添相配り候ものも有之やに相聞候、右は花會に紛敷仕方、不埒の至に候、以來前條の趣堅致間敷候、若不相用者於有之は召捕吟味の上當人は勿論、町役人共迄も急度可申付候條、支配限裏々迄不洩様、惣町名主え可申通、

(註) 天保十三年三月十五日「南御番所被仰渡」の條

〔二〇〇五〕會津孝子傳卷之一

若松桂林寺町、劔師關本彦右衛門といふ者の妻は、能舅姑につかへ、夫に順從なり、舅姑はすでに世をさりて、後、夫また病ありて、はやく身まかりぬ、男子三人、ともに幼なりければ、刀を劔業をもしらず、世をわたるべき便もなきをあはれみて、したしきもの打つどひて、再嫁せん事を勸む、され共、かたく節を守りて、たゆまず家業成ければ、夫の刀とぎけるを、かひなくしくかねて見ならひけるまゝに、是を三子に教へて、終に家職をつがしめ、後には三子ながら、わかちて家を立させけり、

(註) 「劔師彦右衛門妻」の條

〔二〇〇六〕玉かつまの巻

かくてはたちあまりなりしほど、學問しにとて、京になんのぼりける、さは十一のとし、父におくれしにあはせて、江戸にありし、家のなりはひをさ

へに、うしなひたりしほどにて、母なりし人のおもむけにて、くすしのわざをならひ、又そのために、よのつねの儒學をもせむとてなりけり、

(註) 「おのが物まなびの有しやう」の條

〔二〇〇七〕蘭學階梯卷下

彼方にて小兒に教ふる書に、アベブック、レツテルコンスト等の書あり、大抵此等の教へ方なり、長崎の譯家業を受くるの初め、皆先づ此の文字の讀法、書法、并に綴りよう、讀ようを合點して、後はサーメンズプラーカとて、平常の談話を集たる書ありて、これを云ひ習はすなり、是其通辨を習ふの始めにして、譯家の先務とする所なり、是を理會して後は、ヲツプステルレント、其文章を書き習ひ、先輩に問ひ、朋友に索め、或は和蘭人にも正し、其功を積て合點するときは、自在に通譯もなるなり、右の階級を歴て學ぶは、本式の教へようなれども、長崎にあらざしては成り難きことなり、殊に吾が門

に遊ぶの徒は、通辨を業として、其傳譯をなすにはあらず、惟其書を翻譯せんと、の業なれば、なるだけ一語づゝも、言辭の數を覺へ、讀書の間助語等に心を著け、其文章前後上下の語脈を貫通し、語路の連屬等の趣きを熟し得べし。

(註) 「修學」の條

〔二〇〇八〕五月雨草紙

一體少年が一人にて、遙々江戸へ來るは、何故なるにやと問ひたれば、良齋答へて、余は學問修業に志したるが、江戸には柴野栗山先生といふ大儒ありと聞たれば、緣由も無れど尋ね参り、仲間になりと住み込、水汲み飯炊きて成り共、出精して見度思ひ参りしなり。

〔二〇〇九〕上大坂商業習慣録

抑商家に於て最初雇入るゝものを丁稚と云ふ、さてこの丁稚雇入れの模様たるや、家々により小異同ありて、一定の規則あらずと雖も、巨商に於ては、大略其別家中の子弟を雇入れ、之を譜代子畜と稱す、而して別家中の子弟不足なるときは、他家に就き之を雇入るゝ事あり、是亦子畜と稱す、然れども其別家中より雇入れしものと、他より雇入れしものと、何れも幼年よりの雇入れに係るものは、其身昇進に於て異なることなしと雖も、過誤失策等の責に至りては、少しく異同あるを免がれず、且雇人の際、別家中の子弟は、曾て請狀を要せざるも、他より雇入るゝものは、其親元及び親類の連印せし請狀を出さしむるを常とす、且他より雇入るゝには、甚長男を好まざ、これ中年に至り、去て自家の業に就くを以て、後年使用の見込なきにより、又尋常の商家にして、別家なきものは、或は緣故ある家より雇入れ、然らざれば、全く他人の子弟を求めて之を雇入る、全く緣故なき子弟を雇入るゝものは、請狀を出さしむること、亦前に同じ、而して其雇人年齢は、何れ

も大略十歳左右とす、其職務の如きは、専ら店頭の雑務に供するものにして、其尤も幼稚のものは、煙草盆の掃除、庖厨の雑役、主人の陪從或は送迎等のことに使用し、やゝ事に馴れ、或は少しく長ずるに及んで、近傍の走り使ひ等をなさしむ、是皆丁稚の任なり、其異名を小僧又坊主と稱す、然れども普通の稱呼は、之を小供と云へり、夫より年十五六歳に至り、半元服となり、之を半人前と見做し、額に角を入れ、手代の業即ち荷物金錢の取渡し等を、半ば兼ねしむ、このとき幼名を改め、主家手代以上の通り名を名付く、然れども素より店頭の使用は免れざるなり、さて商人たるものは、總て丁稚より成立せざれば、商略勃興せざるにより、資産に富み、多くの雇人を使用するものゝ子弟と雖も、猶之を他家へ遣り、丁稚を勤めしむるを多しとす、又主家に於ては總て丁稚中、煙具を用ひ、羽織を着し、雪踏木履の外、駒下駄の類を穿つことを禁ずる等は、普通の慣習なり、家々に依り猶この類數種あるべし、尤も手代となりたる以上は、之を許すと雖も、半人前の内は猶之を

許さざるもあり、又丁稚は總て主人の支爲着にて、固より無給のものとする、家に依りては小遣錢をも持せざる例あり、或は親元より衣服用具等一切自辨する家風もあり○下

(註) 「商家雇人の事」の條

〔二〇一〇〕上大阪商業習慣録

偕又丁稚の半人前より昇等せしものを手代と云ふ、手代は大體十八九歳より以上のものとす、然れども昇等より三年許は、猶半人前の仲間と均しく、追ひ廻しに使用するを多しとす、尤も丁稚より手代に昇等するときは、親疎の區別なく、必ず本人の親元及び親類連印の契約證文を差入れしむ、夫より支配人或は番頭の指揮に従ひ、仕入方、賣捌方等に奔走せしめ、又取引上自己の見込を立てしむることあり、このとき失敗することあれば、支配人或は番頭の呵責を受くることあれども、之が償は決して要すること



なし、尤呵責を受くるも、甚しき失敗ならざるより、以上は、唯教諭を加へ、以て商業に馴致せしむるのみ、抑この馳出しの手代にして、失敗あるは屢々なれども、其見込を立てしめざる時は、後日に至り商略大ひに萎凋して、一々之を他人に依頼し、獨立して大なる畫策を建つること能はざるを懼るればなり、又店頭にありて、種々取引をなし、又客の待遇をなし、或は其係りにより、帳簿を預るものあり、出納を掌るものあり、又之を検査するものあり、主人の外用を代理するものあり、公事に奔走するものあり、賄方を司どるものあり、其役々數種にして、家毎に異同あり、且其役柄の輕重により、進退黜陟等の典あり。

(註) 「商家雇人の事」の條

〔二〇一〕<sup>上</sup>大阪商業習慣録

手代より昇等するものを支配人といふ、即ち一店商業の總宰にして、其責

任尤も重く、主家商業の盛衰は總て之が商略の如何に因れり、故に甚しきに至りては、一家商權及び家政を擧げて、之に負擔せしめ、若し其主人放逸の行ひあるが如きときは、或は之が制限を立つる等のことあり、尤も家により、支配人を措かず、手代の筆頭をして、之が任に當らしむることあり、然れども其權限は支配人に異なることなし、尤も巨商に於ては、支配人の上に別家を置き、萬般の事務を總宰せしむることあり、然るときは支配人の權力は減殺して、猶手代に異なることなし、謂ふ所別家なる者は、雇人の追々昇等して、終に通ひ奉公となりしものにして、恰も一種の役名の如くなりしものなり。

(註) 「商家雇人の事」の條

〔二〇一〕<sup>上</sup>大阪商業習慣録

抑兩替商の手代、其主人の店を恙なく勤め上げたる上、其主人より別家を

許され、出店するに當り、其主人より仲間へ差加へ度由を、其仲間の行司へ願ひ出で、行司は勤年數相違なきや否やを問正し、直ちに本人の印形を、印形帳へ差加へたりしが、享保十一年に其手續を改め、主人方より組合へ通達し、組合より年數相違なきよしを、主人の願書へ添へ、月行司の奥印を請ひ、毎月寄合のとき、月行司同道にて出願し、行司は猶之が吟味を遂げ、然る後仲間の判形帳に差加ふることになりたり、其組合行司添差紙の案左の如し。

一何屋誰手代何右衛門、此度主人より何町何丁目へ兩替店出させ申候、此者主人方年數何程相勤め申候、吟味相違無御座候、若吟味の上紛敷儀御座候はば、主人は不及申、銘々組合中仲間判形御除可被成候、以上。

何町何組月行司

年號月日

誰 誰

本兩替

仲間行司中

(註) 「商家雇人の事」の條

〔二〇一三〕大阪商業習慣錄

舊來幕府に於て定めたる商家雇人の制度は、男女とも年季を十ケ年と定め、之を超過することを得ず、若し之を過ぐるときは、雙方共に入牢せしめ、又譜代に抱ゆるものと雖も、金銀を以て之を仕切るものは、人賣買同様の法に處斷す、而して町人の召遣ひ人は、天鷲絨或は絹布の袷及び絹布の帶下帶等を用ゐることを禁じ、之に背くものは入牢せしめ、其主人よりも過料を出さしむ、又六尺小者等、二月廿日八月廿日後は我儘に出替すること

を許さざりしことあり、尤も主人より之を命ずるは勝手たり、又町人家人と出入ありて、目安を差出し、對決に及ぶ時は、主従の禮を知らざるものとなし、家人に於て非理なるときは、之をして入牢せしめ、然る後主人の意に任せしむ。

(註) 「商家雇人の事」の條

〔二〇一四〕商人生業鑑  
卷之二

此人三十歳にして宿ばいりし、五十五歳迄商事に晝夜出精し立身して、五十五歳にて隱居すべき覺悟ゆへ、開關帳と書付し、人間定命六十一歳と見て、幼少より十五歳までは何の辨へもなし、年季十年つとめ、五年禮奉公して、三十歳なり、残り三十一年、人生れて日月の光惠を受けて育身が、只居てはすまず、此末二十五年晝夜少もまがらず、正道に商賣を勤め、廿五年に三十二年分を勵み、末六年を勤越て、五十五歳にて法體し、身上をむすこに渡し

是迄慾に堅りしこゝろを和らげて、せめて少しの志もとげたくおもはれ、子息に嫁をとり世を渡し、安樂にして、朝暮佛に歸依して寺參りし、檀那寺を建立し、念佛三昧にて、六十五六歳にて往生いたさる。

〔二〇一五〕本朝二十不孝  
卷五

漸々四十七日めに御江戸に付て、麴町六丁目に請人屋の九助といふ方へ友達狀をつけしを頼みに、尋ねけるに細かに様子も聞ず、爰元かせぎの爲とや其若盛にては、何をいたされても口過程の事は氣遣ひなし、扱先何を望給ふぞ、すこしのもとは有かと尋ねしに貫ざしに十八文、残る物とて米八合徳三郎も返事しかねて赤面し、迷惑そうなる様子を見て亭主もとをり者、金銀あれば爰へはくだられぬはづなり、それを儲にこそと合點して情をかけぬ、先此家吉凶と思はれよ今迄何程といふかぎりもなく諸國の舊里切れを請込、首尾よく歸宅せぬもなし、そなたも追付仕合有べし其

内はわれらを親と思はれよ、さて一兩年は奉公いたさせ其後は分別有べし、先出替り時迄は纔の棒手振なり共いたされよ、後大名になつてもそれが身につめて居る物ではなしと霜先の朝道を急ぎ四谷の町はづれに里人を待、大根の出買して夕に賣仕舞むかしの樂を今思ひあたれり、

(註)「ふるき都を立出て雨」の條

〔二〇一六〕商人  
卷之五 生業鑑

此男これを見て、鳥類なれど身過には油断なく、人をも恐れず氣を付、終には稻の穂をえたり、况や人と生れて、油断する事は有まじ、心がけさへ強ければ、立身する筈と思案をきはめ、夫より人をたのみ縁を求、江戸へ下り、呉服店の追廻し男にありつき奉公し、纔の給銀を取ても、心願あるゆへ諸事に氣を付、如才なく勤るゆへ、番頭の目にいり引上、手代なみにつかひしゆへ、呉服物の取扱ひ次第によく覺へ、賣買の筋裁縫の事も手に入、首尾能勤

を、せ、暇をもらひ、主人よりも、たまかに勤たるとして祝儀をもらひ、給銀の溜りや彼是取集、金三十兩の元手を拵へ、○下

〔二〇一七〕浮世風呂  
編卷之上

巳○上 略 私どもの惣領どのも、世話ばつかりやかせてこまり切ります、けにも晴にも一人の男だけに、あまやかして奉公にも出しませんから、今での後悔さ、利口發明でも人中を見ねへじやア役に立ませぬ、設る事はしらねへで、遣ふことばかり功者になります、辰辰なにさどうで一盛りはおどらぐでございますのさ、私どもの二番目も人中が薬だと申て、本店へ遣して置ました、巳へエ、よく長おとなしく御奉公なさいますねへ、いづれサ他人の飯をたべねばネ、他の想像がございませんのさ、たとへサ奉公人を遣へばとてもネ、わが身をつめつて見ねば、他の痛さがしれません、な、どうしてもモウ、親の手を離れぬものは、痛さ痒さがわかりませぬ、御奇特に御奉公させ申

なさいます、

〔二〇一八〕江戸愚俗徒然噺  
第四

又子供を奉公に出すにも二ツよき事なし、先大家の隙なる所に出せば毎日碁將碁或は貸本をかりて讀、又は唐やうの手本にても習ひ、樂の奉公するものは仕合せに見ゆるなれども、中年にてもし奉公仕損じ自分の身と成たる時、大金を取扱ひたるくせにて、氣計り大きくて身のかせぎも出來ぬもの也、またいそがしき小見せにて朝ばんすわる隙もなきくらひの商賣なぞの所は、終に辛抱もしかねて其店を出たりとも、苦患の所にもまれたるものは、たとへ元手金なくとも其商賣業の道も覺へて居れば、かげながらにも渡世になるもの也、是よき事あればあしき事あり、但し親元の身分によつて其差別もあるなれども、右にいふ所はかるき一通りの奉公なり、

(註) 「二ツ能事はなき物といふ譯の事」の條

〔二〇一九〕伊波傳毛乃記

年甫て九歳、所親に攜られて江戸に來り、深川木場なる典物鋪伊勢に年季奉公せり、

〔二〇二〇〕世事見聞録  
二の卷

又農業一圖にて餘業の出來難き土地は猶更凌方むづかしく、或は親は老耄て役に立ず、子供は幼童にて耕作の手傳もいたし得ず、いまだ他所へ丁稚奉公に出すべき程にも成兼しは、只々夫婦のみ氣違の如く成りて晝夜働き盡し、或は乳呑子の泣わめくも構はず、搗挽糟糠の業をなし、又農業に出る時は留守に子を籠に入れて幼稚なる兄姉なるものに預け置、又は這ふ子を耕す田の脇なる木の根鋏の柄などに縛り置、虫はら痛むに藥も與へ

ず、犬猫の子を育る如して、稼穡に身を碎き國役を勤るなり、

(註) 「百姓の事」の條

〔二〇二一〕世間子息氣質  
卷之一

近年こらしの爲の勘當とて、諸一門示しあはせ、鹽をふませて倦じさせたが後藥とて、直さうための方便の勘當、是なほ惡道へ歩まするぶ思案なり、勘當せらるゝ程のふ所在になりたるむす子なれば、此時に目を覺し先非を悔て心をあらたむる忤子は稀なり、

(註) 「木賊賣は心を磨正直な百姓形氣」の條

〔二〇二二〕世間娘容氣  
二之卷

若い娘の度々出ありくは浮名のたつ基ぢやと二階へおひこめ、縫物摘綿の外は今時のはやり草紙はいふにおよばず、伊勢物語さへいたづらの智

慧づけと、半枚もよませず罪なくて配所の二階に糸屑そろへてゐるがごとく、むざんや陽氣の盛の娘に當世の日のめさへをがませずしてつひ癆咳やみにしてのけ臍をかんで悔むおやぢ、何程か此粹の世におほし、

(註) 「哀れなる淨瑠璃に節のない材木屋の娘」の條

〔二〇二三〕本朝櫻陰比事  
卷三

むかし都の町に身體かるき者生れ付能娘を持たば、諸事風流にそだて姿盛になる時、大名がたの國女薦につかはしまたは高家のみや遣ひをいたさせける、爰に姉が小路の針屋のひとり子にならびもなき美女あつて、さる御かたへ御奉公に出るより月にも花にも詠めかへさせ給ひ、名を鶯とめされて初春の色深く御氣に入事大かたならず、

(註) 「惡事見へすく揃へ帷子」の條

〔二〇二四〕浮世風呂  
二編卷之上

いぬ「チャノ〜」お鍋さんでございますかへ、あのお子さまは少し見申さぬうちにおみ大きくおなりなさいましたネ、モウ當年おいくつでございますかへ、きち「ハイ九ツになります、ヲホ、、、いぬ」お宿下りでございますか、きち「ハイ、三夜泊りにお隙を頂きました、いぬ」それはよろしうございます、踊と申すものは、おちひさい内から、御奉公ができてよろしうございますねへ、おいくつからお上なさいましたへ、きち「ハイ、六ツの秋御奉公に上ました、いぬ」へエ、よく思ひ切てネエ、きち「ハイサ、乳母を付て出しましたから、只今までも御奉公が勤りますが、最う早わが儘ものでこまります、いぬ」イヤ、やんちやんが能うございますのさ、しかし、お乳母どのが大體ではございませぬ、何は、御稽古はどうなさいますへ、きち「ハイ、藤間さんがお屋敷へお上んなさいますから、やはりお屋敷で致します、

〔二〇二五〕浮世風呂  
三編卷之上

○「それはホンニありがたい事でございますね、私も舊冬から一寸お見舞ながら、お歳暮にもあがりますのでございしましたが、御ぞんじでもございませうが、娘をお屋敷へ上ますので、何かせ話〜しうございまして、存ながら御ぶ沙汰いたしました、△ホンニさやうだツサね、おめでたうございませう、お宿へお置なされると、お心づかひだから、夫がようございませう、タシカお十六かネ、○「ハイ、さやうでございませう、△いへもう、近所の若い衆が騒々しうございませうから、何事もない内に御奉公のことさネ、お屋敷はどなた様でございませうエ、○「ハイやはり私のお勤申た旦那様へ上ました、△それはホンニ、御重縁で別ておめでたうございませう、

〔二〇二六〕浮世風呂  
二編卷之上

しかしネ、御奉公は有がたうござりますよ、躡るとなしに行義がよくなり

ます、内においてどのやうにやかましく申ても、折屈が直りませぬ、お屋敷さまへ上ておきますと、おれそれが何處か違て参ります、それにおまへさんネ、此子が上りましたお屋敷さまは、お高が能所爲か御富貴でございます、してネ、おあてがひから何から、萬事がふんだんでございます、それに部屋親さまが、いつそお氣立のよいお方で、これを御自分の子のやうになすつて、お世話なさりますから、至極勤ようございます、ソシテ奥様の御意に入りまして、名をばお呼び遊ばさず、おちやツぴいや、於茶ヤ〜とお召遊ばして、お客様の入らつしやる度に、此子を御吹聴遊ばさうでござります、誠に有がたいこととござります、

〔二〇二七〕西鶴織留  
卷六

殊更高家にめしつかはれし女中は其筋目もいやしからぬ人の息女にして、若年より世のせはしき事をしらず、其身のためばかりに官女の立ふる

まひを見習ひ、朝夕のもてあそびとて玉琴和哥に心をなし、○下

(註) 「官女のうつり氣」の條

〔二〇二八〕浮世風呂  
三編卷之下

さやうさネエ、おしつけ御奉公にお上り遊ばすと、夫こそ最う大和詞で、お人柄におなり遊ばすだ、

〔二〇二九〕浮世風呂  
三編卷之下

隣の疝氣を頭痛とやらで、きついお世話だけれど、隣の太郎四郎さんを見なす、屋敷から下りたてのおかみさんに、○中 女房が五大力の爪弾を聴居るも、ヤンヤな沙汰ちやアねへ、お縁さんもお縁さんだ、なんば屋敷出だ迎あんまりあつかましいぢやアねへか、



〔二〇三〇〕世見聞録  
六の卷

殊に當世下女奉公も身の廻りの奢り強く小身なる武士の奥方杯他行の節は供の下女も頓と同じ振にて、頭の籠甲も、絹縮緬の衣類も、天鷲絨又は羅紗杯張りたる草履も、皆一様にて主従を見分ぬ程の事故、所詮纒の給金計りにて行届かず、親の元から足し前を出すなり、昔は給金の内を親の方へ送り遣し渡世の助とせしを、今は親は千辛萬苦の渡世を成す内より子の支度を送るなり、常の奉公する時は、如此二々親も苦しみ子も苦しみて其功なく、尤下女奉公の給金も昔より倍増せしなれども、中々足らざる事故下女奉公するもの少し、能々律義偏屈なる親か、又不人物にて愛情の役に立ざる女計なり、少々にても鼻筋の通りたるは、作り磨て遊藝者圍ひ者料理茶屋、水茶屋杯へ出るなり、

(註) 「歌舞妓芝居之事」の條

〔二〇三一〕東海道中膝栗毛  
發端

それに聞きなせへ、此間からあそここの内へ來てゐた居候は、アノかみさんの妹だといふこつたが、ナニあれがお屋敷に奉公してゐたもすさまじい、ちよつと見ても知れてありやす、ありやアおへねへばんくるはせものだとよ、

〔二〇三二〕松本孝子傳

たつ女は、安曇郡上押野村の農夫孫之丞といふもの、むすめにして、父母につかへて孝なり、家極めて貧くして、九歳の時奉公に出けるが、父母歳老いぬれば、奉公をやめ歸りて、扶持奉養にちからをつくしける、

(註) 「たつ傳」の條

〔二〇三三〕當世阿多福假面

第五章 教育の方法

世間に書物が澤山で、女大學姫鑑、かんで哺めて假名に書いて能う合點の行様にしてあれば、出入の本屋へいうてやり、一晚氣根に讀む方は、家とのほり身脩り、夫婦中よく諸しらがと、榮ふる種は有りながら、妾等が様な者は、朝から禪まへだれで、味噌する、米かす、人のない時には、薪刀も手に取るまいとはいはれやせぬ、

〔二〇三四〕平賀鳩溪實記  
卷之三

源内は誠に學問の邪魔をなせし當世俗學の元祖なり、如何といふに、己が才に任せて假名書をして雅言を用ひ、或は國字解などの書物を拵へて、學文は師匠入らずに出来るもの也と、世人一統に存るゆへ、篤實に學文して聖門へ入る者は一人もなし、唯狂歌狂詩狂文の新作を是として、聖經は無用の長物と成れり、是全く源内か邪智に和せられ、正理を取失ひたる世人の粗相也、

(註) 「平賀源内工夫之事」の條

〔二〇三五〕玉かつま  
二の巻

おのれいときなかりしほどより、書をよむことをなむ、よろづよりもおもしらく思ひて、よみける、さるははかしく、師につきて、わざと學問すともあらず、何と心ざすこともなく、そのすぢと定めたるかたもなく、たゞからのやまとの、くさぐさのふみを、あるにまかせ、うるにまかせて、ふるきちかきをもいはず、何くれとよみけるほどに、十七八なりしほどより、歌よま、ほしく思ふ心いできて、よみはじめけるを、それはた師にしたがひて、まなべるにもあらず、人に見することなどもせず、たゞひとりよみ出るばかりなりき、集ども、古きちかきこれかれと見て、かたのごとく今の世のよみざまなりき、

(註) 「おのが物まなびの有しやう」の條

〔二〇三六〕三幣又左衛門書簡

當春豊後國之者に除蝗録と申し蟲を除候本を板行に致差出耕作巧者之者之由にて拙者治部右衛門へも面會致候様被仰出候間先日治部右衛門宅にて逢申候随分本道之人にて唐土にては農工之儀は勸農を始耕作之仕方等專太夫之被拵候本多候處日本にては貝原篤信が農業全書而已其後いろいろ出板之農書も有之夫を一纏めに致度心願之由林家白川公などへも罷出候由其外林家より所々へ御世話も候得共本法利屈ゆへ何方にてもいやがり候よし其者のはなしに諸家様にて御臺所御取直しと申候事口にては多く申候人有之候得共底心取直候と申事は無之候底心直し可申と存候へば何さまも直り可申候得共直し候と御勝手方之人の功がなくなり申候間直しがらぬ事のよし其外國産杯所々御世話有之候得共御上にて世話致候國産は帳面差引之勘定能見へ候得共正味引合不申物にては随分はなし面白く御座候いづれ同腹の人かと見へ申候今一兩

度も逢申度候しかし随分貴様などと論候事多出候何を申も他の人故斟酌も有之何れ同じ道に候

(註) 天保二年八月十九日附、二宮尊徳宛の書狀

〔二〇三七〕五月雨草紙

其頃は雜書を博く讀む事流行して讀毎に必らず抄録する事なり、先考手抄の書は、凡そ三百卷程の大冊あり、唐家以來の小説雜記類、其數甚だし、余が少年の時も、讀盡して抄録せざれば益なしと、教督されたり、

〔二〇三八〕眞佐喜のかつら

水戸光圀卿の西山祕事、予いとけなき時、父其書をもつて云、おろかなる者はくさぐさの書をそらんずるにかたし、此西山記を能く繰返し見よと、をしへに任せ心をとめて見るに、仁義禮智のみち手近く覺、其餘身を治るの

一助多し、

〔二〇三九〕吉田松陰女訓

貝原氏ノ書或ハ心學者流ノ書等ヲ以テ教トスルアリ、是尤モ正シク尤モ善シ、然ドモ柔順幽閑清苦儉素ノ教ハアレドモ、節烈果斷ノ訓ニ乏シ、太平無事ノ時ハ、是ニテ餘リアレドモ、變故ノ際ニ、貞操峻節ヲ勵スニ至テハ、未ダ足レリトセズ、

〔二〇四〇〕増訂武江年表  
卷之五

山本靜觀坊といふ者、下手談義といふ草紙をあらはして世に行る、載るところ戲文なれども、教戒の意を用ふ、此人の著書十三部程あり、著述目録に出たり、墳墓は回向院に在り、此下手談義行れしかば、他人の作にてこれをなじり、返答下手談義、下手談義、聽聞集、辻談義など、云草紙も出たり。

(註) 「寶曆年間記事」の條

〔二〇四一〕業要集

予野州の山中に生れ、稚にして此業の家に仕へ、後其持ち休める株に代り、それを勤、是を繼の命を請け、跡を相續し、年を経、文化の末に至り、家業の起立以來の書を公聽に奉る事あり、其文の餘りを綴らんと思ひ立、同志の人々補助し、享保以來文化に至る迄の時宜を探り求めし、終に札差事略成り、會所及組々の備となる、其要用の本文を抜き書して、その昔より成來成り行末を愚考し添へ置けり、併し過ち多からんを恐れ、他見に備ふるをゆるさず、然といへども萬に是を乞需るの同業の人々においては祕し惜むに、あらず、唯々家職を知らしめんがため、業要集と號けて、三つの小冊として、我が子孫に傳へんと自序をなす事しかり、

(註) 序文

〔二〇四二〕浪花の風

第五章 教育の方法

當地にて名高き富商鴻池善右衛門が家の掟は、貝原篤信が定むる處といふ、此事を其家に尋るに、左様なること決して無之よしを答ふといふ、されと世上にて貝原が定るといふ説、一般に唱ふることにて、按るに何か子細ありて、此事を善右衛門方にては深く祕することにて、やと思はる、何にいたせ其家の掟は規則能整ひて、代々是を守るといふ、

〔二〇四三〕明良洪範  
卷十五

此作左衛門三州に奉行たりし時法度書を出されしに農人一向用ひずこれに依て下役人用ひざる農人を召捕て差出す作左衛門默然として暫らく考へ居たりしてやがて其農人をゆるし遣り法度書の高札を取寄せ先の文字を皆刪らせいろはの假字にて何々の事をするると作左衛門が切ぞと残らず平らがなに書かへて建させければ其後は法度を犯す者一人も無りしと也農人などには文字の讀めぬ者十人に九人あり此故に作左衛

門平らがなに書かへたる也世の諺に云人を觀て法を説くこそ肝要なれ

(註) 「煎人釜の事附本多作左衛門の制札」の條

〔二〇四四〕武州多摩郡乘願寺村五人組帳前書

右之條々儘に承届申候上者堅相守可申候五人組帳如是貳册寫し御公儀様え壹册庄屋所に壹さつ指置毎月名主所へ惣百姓寄合前書之趣披見仕堅相守可申候右之外其時々被仰出候御法度之趣相守可申候若違背仕者御座候はゞ其者之儀は不及申名主五人組急度曲事に可被仰付候爲後日惣百姓連判仕差上申候

(註) 元祿六年同書請書の條

〔二〇四五〕御料所五人組前書

右御箇條之品々堅相守可申候若違背之輩於有之者如何様之曲事にも可

被仰付候尤御條目名主方に寫置正月五月九月年に三度宛村中惣百姓水吞百姓に至迄不殘呼寄爲讀聞可申候書面之通五人組相改差上申所相違無御座候

(註) 延享四年同書請書の條

〔二〇四六〕越後國岩船郡某村五人組帳

右御ヶ條之品々堅相守可申候若違背輩於有之者如何様之曲事にも可被仰付候尤條目庄屋方寫置正月五月上旬に壹返宛兩度村中惣百姓水吞等迄爲讀聞可申旨被仰付奉畏候爲後日五人組合立證文指上申所仍而如件

(註) 寶曆九年同帳請書の條

〔二〇四七〕出羽國田川郡中川通藤島組拾六箇村御仕置五人組帳

前御ヶ條之趣一々拜見奉畏候村中大小之百姓水吞に至迄此五人組帳に

除候者壹人も無御座候則御ヶ條書肝煎所に而一ヶ條宛爲讀聞急度相守可申候若此旨少も相背候は如何様之曲事にも可被仰付候爲其連判爲仕加印を以御請書差上申候

(註) 寶曆十年同帳請書の條

〔二〇四八〕越後國頸城郡上板倉郷棚田村五人組帳

右之通御書付を以被仰渡候に付逐一承知奉畏候自今五人組帳え書載置年々讀聞せ勿論右御書付庄屋宅に張置候而月々に爲讀聞急度可相守處被仰渡是亦承知奉畏候依之村中惣百姓並水吞迄連判書付差上申候

(註) 安永六年同帳請書の條

〔二〇四九〕武州多摩郡上谷保村五人組御改帳

前書之趣被御讀聞其上御奉行様より被仰渡候段逐一被仰聞候五人組帳

前書にも加え猶又名主門先えも右之通り張置村中者可奉拜見候並に右書付年々新に張替可申旨村中大小之百姓不殘被仰渡承知奉畏候爲其名主組頭大小之百姓連判差上げ申候處相違無御座候

(註) 寛政十一年同帳請書の條

〔二〇五〇〕 莊内二郡五人組掟帳

右之條々今般伍々組内の心得を教置候へとの被仰出候條年々五人組人別御改のたひこと又は村々鎮守祭禮八講湯立等之砌大小之百姓水呑小前に至迄よみきかせ常々可申諭者也

(註) 文政二年六月「郷村へ申諭書」の一節

〔二〇五一〕 會津孝子傳 卷之二

若松の北耶麻郡月輪の莊、漆村遠藤庄七郎、始は岩崎村の長たり、略中一村

を納めて甚功あり、農夫をすゝめいとなみに怠るをばこれを誡め、顔色はいかりの、しる體なれども、内に慈愛あるにや、所のものうらむる事なく、親しみなつく、作業のいとま、或はあそび日などには、僧侶の說法するがごとく、村翁野童までを集めて、高札の御條目の品々讀聞せ、いひをしへける故に、風俗こと里にすぐれたいらかにして、爭論をのづからすくなく、罪を得る人稀なり、是偏に誠を盡し、私なかりし故也、これらの趣君聽に達し、元祿二年の秋、庄七を漆村へ移し、一萬石の郷頭職になし給ふ、

(註) 「漆邑遠藤庄七郎」の條

〔二〇五二〕 藤田吉龍講談觸書

右先生は三十餘年以前より御府内諸所并國々在町所々より請待に預り出席講談御座候處何れ之場所も聞人大勢御參來有之誠に繁昌仕候段偏に神慮に相叶ひ候也且出精之助成に相成如何斗か大悅至極之仕合に御

座候依之猶々抽誠精晴雨共に晝夜無休諸所え出席講談御座候に付追々諸所より請待餘多御座候に付先撰順々繰合せ兼而より請待仕候に付漸差繰此度出席講談御座候間御心好之御方は御參來可被成候

〔二〇五三〕街談文々集要  
卷二

文化二乙丑九月靈岸島長崎町忠右衛門店山下飯之助といふ浪人世間の放蕩者或は惡黨なり共篤實にする事をなす是は右山下飯之助の門弟と成何ケ日の間と定め其間は山下方え引移りて書を讀せ或は諸禮を習はせ右日限の間には自然と惡念をはらひ眞實の者になしてかへすよしかなる教へ方あるにや廣き大江戸の事ゆへ親兄弟の申事を聞入ざる不禮の族をば連來り相頼候者數多有と云々其家造りは玄關をかまへ實事論會學堂と書し看板を出し鎗鐵炮弓具足樞其外武具の類ひをかざり門弟多く袴を着し玄關に相詰居候よしなり

(註) 「山下實事論」の條

〔二〇五四〕兵制新書  
卷一上

此教へ方は御法令のみにては、下民の情に貫通せぬものなれば、今の世の俗談心學などの師等に能々教令ありて、此條を第一に教諭せしめらるべきことなり

(註) 「教令」の條

〔二〇五五〕經濟問答秘錄  
卷十八

門徒ノ農民ドモ報恩講ト號シテ、十月ヨリ十一月マデ、毎度交僧ヲ招テ集會聽聞ス、衆人ニ煙草茶菜羹ヲ出シ、僧徒ニ酒宴供膳幾許ノ難澁ゾヤ、又終歲毎月御講ト名ケ、僧ヲ召シテ集會シ、酒宴說法前ニ同ジ、特ニ農務ハ五月十月ハ至テ多忙、須臾モ暇ヲ闕ベキ時ニ非ズ、故ニ公役トイヘドモ官ヨリ



之ヲ蠲ケリ、夫僧ハ寺堂ニ坐シテ説クベキニ、自ラ民家ニ往クハ、他宗ニ於テ無キ事也、國家ノ害タル事目前也

(註) 「僧道」の條

〔二〇五六〕經濟問答秘録 卷十七

諸宗共ニ七月ニハ施餓鬼講禪寺ハ釋迦講達磨忌眞言ハ大師講或ハ觀音講等諸宗皆毎月米錢ヲ貫立テ檀家ヲ集メ利ヲ得ル事アリ、飲食ノ爲ニ暇ヲ費シ、大ニ家職ノ妨ゲト爲ル、庶人ハ假ニモ五人ト集ムルベカラズ、説法ハ勿論、寺ニ人ヲ寄スル事重ク禁ズベシ

(註) 「僧道」の條

〔二〇五七〕莊内二郡五人組掟帳

親に孝行を盡し下人は主に隨ひ夫婦中能兄弟睦敷友立は老たるを敬ひ

物こと頼母敷順路に可仕候村中に勝れ孝行成者有之は得と其様子を見届可申出不行跡の者有之は再應可加異見其上にも不相用者は其段可申出事

(註) 文政元年「庄内二郡五人組掟之條々」第六條

〔二〇五八〕我衣

軍書講釋ノ始ハ、赤松法印トイヘル人、慶長ノ比東照宮ノ御前ニテ、太平記ノ講釋ヲ度々セシトゾ、

〔二〇五九〕きゝのまにく

町觸町々に近年寄場と唱へ見物人を集め、坐敷淨るり人形を催す事相止可申、軍書講談昔咄は格別云々とあり、

(註) 天保十年十一月二十二日の條

〔二〇六〇〕世事見聞録  
六の巻

町々にて寄せ場と唱て、軍書の講釋、影芝居、影畫、八人藝、手妻おとし、咄なども芝居の風體を交へ、役者の聲色をも似せ、又は女藝者唄、淨瑠璃などを集めて錢をとれり。

(註) 「歌舞伎芝居之事」の條

〔二〇六一〕寛天見聞記

今は一町内に二三ヶ所つゝ、よせと號し、看板に行燈をかけ、咄しに音曲を入れ、役者の聲色物眞似、娘上るり八人藝、浮世ぶしなど、藝人を集て、外に家業もなし、人寄をのみ業とする家あまたあり、すべて勸善懲惡の本意を失ひ、女子の心を惑はす事のみをもとゝし、草双紙といふものも、昔は赤本黒本とて、表紙を赤又黒にして、表題を黄紙にして、頼光四天王、其外武者繪に少の詞書ありしのみなり、後に黄の表紙にして、桃太郎花咲ぢ、舌きり雀

狸兎の土船等、勸善懲惡の心を述て、童の弄とせしも、京傳馬琴一九三馬など、種々の作を顯はし、文化に合卷といふ草紙出てより、畫も豊國北齋など、巧を盡し、連年出版夥し、されば次第に婦女子の心を悦ばすを專一とせしより、芝居の風俗を寫して、勸懲の意すくなく、芝居の狂言なども、昔と今とを思ひ合すれば、昔より仕來し顔見世、狂言暫の仕組のごとく、善に幸ひし惡を罰する事など幕にして、女童にさとしむ、今の狂言仕組は、只藝に心を用ひ、流行を巧とする故、女童へ不身持の種をまくにひとしく、前に云草紙合卷の類と同じ。

〔二〇六二〕寛天見聞記

今の噺し家とて、落し咄しする者は、寛政の頃は稀にありし、豎川の淡洲樓焉馬、又は可樂夢樂杯いふ者ばかりなりしが、夫々に晝は家業有て夜斗り噺しする、其時分は今の寄といふ場所も定まらず、芝居休の頃、二町まちの

茶屋の二階又は廣き明き店など五六日づ、借受て咄す事也し、寄といふ場所なき故、軍書講釋等も、手跡の稽古所、又は明店にて夜講せしを、○下略

〔二〇六三〕あすか川

昔志道軒とて、淺草馬道に住居、觀音寺内へ軍書講釋に出講釋は付たり只の嘶しに下が、りを専らにす、皆人笑ひ悦也

〔二〇六四〕本朝世事談綺卷之五

江戸にては、見付の清左衛門と云者始也、年來淺草御門傍に出て、太平記を講ず、此ものは理盡抄と云太平記の評判の書を以て講尺せり、又その頃赤松清龍軒といふ者、堺町に芝居をかまへ、原昌元と名乗て軍談を講ず、京都にては原永惕といふ者世に鳴

(註) 「太平記讀」の條 ○『嬉遊笑覽』に「元祿頃の事なるべし」とあり

〔二〇六五〕嬉遊笑覽卷九下

近世に至りては辻講釋するもの共世に流布する本のまゝにては珍らしけなき故に種々附會の説をましへて説く其が爲に書る本やがて世にもてあつかふことになりて益なき雙子數増れり

(註) 「言語」の條

〔二〇六六〕嬉遊笑覽卷九下

大阪生玉社頭の圖に太平記よみ葎簾はりたる小屋に見臺ひかへ手に扇もちたる者おりその前に床几ならべたるに聞人尻かけたる處あり小屋の軒に看ばん懸て太平記信長記四十七人評判と書たりこれ今とかはりたる事なし

(註) 「言語」の條

〔二〇六七〕東照宮御實紀  
附録卷二十五

前波半入御談伴にて、四方山の物がたり聞え上しとき、ある田舎の庄屋が  
警者に平家を語らせ、一村の者に聞せんと思ひ、その旨を村中に觸しめし  
に、里民ども聞あやまりて、平家汁をふるまふと聞、一村うちより、こは珍事  
こそ出くれ、平家といふものいかゞして食んかと議す、一人いはく、何がし  
の老人こそ、かゝる表立しき作法は心得てあんなれ、ゆきてとひ見んとて  
たづねゆきしに、老人常は我事を老ぼれたりとて、かずまへ給はざれど、こ  
の事は心得てこそあれ、この汁啜らむものは、新しき椀を用意して喰ふな  
らひなれとおしゆ、いづれもされば年のろうほどあれとて、新らしき椀を  
懷に入れて、庄屋が許にあつまり、今に汁をすゝむるか、と人々待煩ふ處に、思  
ひの外に警者一人出て、なが／＼と平家をかたり、かたりはてて後何を  
供する様もなければ、みなのだぞみをうしなひて歸りぬるとぞ、

## 解 説

この時代の庶民の家庭に於いて行はれた教育の方法には、武士家庭に於ける教育法の如き一定の型が認められない。町人の家庭と農民の家庭とで相當違つてゐるし、土地の事情に依つても恐らく異つてゐたであらう。都會の富裕な町人の家庭に於いては、乳母を付けて養育してゐるが〔一九八七—一九八九〕、一般には勿論さうしたことは行はれない。學習の時期は大體五六歳から十歳前後までの間であり〔一九九〇—一九九四〕、奉公もこの年齢から行はれてゐる〔一九九五〕。前時代の學習方法であつた登山といふことは、寺子屋の發達に伴つて都會にては次第に行はれなくなつた。併し尙ほ地方邊土に於いては、寺院に赴いて手習學問をすることが行はれてゐたが〔一九九六—一九九八〕、それも江戸中期以後には寺子屋の發達に伴つて次第にその機能を失つた。〔一九九九〕。この時代の初期には寺院のみでなく、神社も亦手習の場所であつたが〔二〇〇〇〕、かうした風習が後に寺子屋として組織化せられるのである。寺子屋の普及に伴つて、この時代には通學といふ方法が極めて一般的となつたが、家庭教師の如きものもあつた〔二〇〇一・二〇〇二〕。手習學問以外の遊藝の場合には別に師匠につき〔二〇〇三・二〇〇四〕、職業上の技能等に就いては世襲的に親がその子を教育する

ことは言ふまでもない〔二〇〇五〕。特殊な場合としては、學問の爲に江戸、京、長崎等に遊學するといふ方法も行はれてゐる〔二〇〇六—二〇〇八〕。

併し乍ら一般庶民の教育方法として最もよくこの時代の特質を示してゐるものは、見習奉公の制度である。殊に商家にあつては見習奉公は、一種の職業教育であつて、十歳前後より丁稚として商家に住み込み、十五六歳にして漸く半人前となり〔二〇〇九〕、十八九歳頃より手代に昇格する。手代となれば支配人、番頭の指揮に従つて仕入、賣捌に従事させられ〔二〇一〇〕、大商家にあつては手代より更に支配人の段階に昇格する〔二〇一一〕。手代、支配人を恙なく勤め上げたものが始めて、別家を許され同業の仲間に加へられるのである〔二〇一二〕。而して當時はかゝる修練を経たものでなければ、一人前の商人とは考へられず、富裕なる商家の子弟も亦丁稚として他家へ住み込むのを常とした〔二〇〇九〕。幕府の規定として年季は十ヶ年と定められ〔二〇一三〕、それ以上は禮奉公と考へられてゐた〔二〇一四〕。かくして生業を體得すると同時に、謂はゞ人間修業を試みたのである〔二〇一五—二〇一八〕。町人の活動が活潑となるにつれて、遠國から江戸に奉公に来る者もあり〔二〇一九〕、農家の子弟も亦商家に丁稚奉公に出た〔二〇二〇〕。而して、庶民特に商家の家庭に於いては、「こらしの爲の勘當」〔二〇二一〕が行はれ、農家に於いて、生活に追はれて、子供の養育に殆ど留意し得ぬものがあつたこと〔二〇二〇〕も注目すべきである。

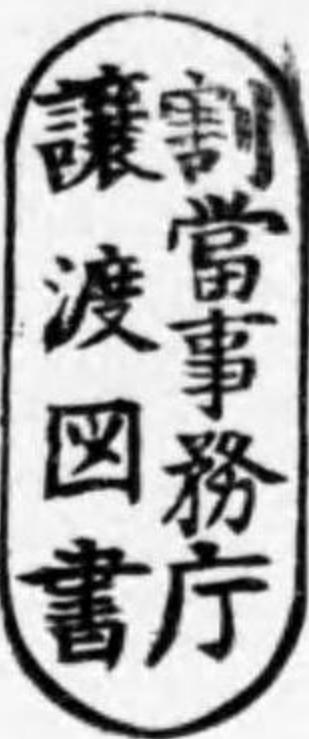
女子は一般には家庭内で養育せられるのが普通であるが〔一九九二・二〇二三〕、行儀見習の爲に奉公するといふことも行はれた。大商人の家庭ではその娘を諸侯邸乃至は大家に奉公せしむる慣習があり〔二〇二三〕、かゝる奉公は六七歳頃から始められるが〔二〇二四〕、多くの場合は十六七歳から行儀見習として奉公せしむるのを普通とする〔二〇二五〕。奉公先では立居振舞の外に、或る程度の遊藝を學び〔二〇二六・二〇二七〕、さうした奉公をしたものは、特殊の教養を得たものと一般から見られてゐたことが想像せられる〔二〇二八—二〇三一〕。尤も女子の奉公が常にかくの如きものとは限らず、貧困なる爲に、下女奉公に出る場合も勿論多かつた〔二〇三二〕。

文化が高まるにつれて、書籍が庶民の間にも普及するに至り、この時代には本に依つて學ぶといふ簡便な方法も行はれるに至つた〔二〇三三—二〇三七〕。殊に享保以後は庶民を對象とした教訓書が相次いで出版せられ、書物に依る教化といふことが漸く一般化するに至つた〔二〇三八—二〇四〇〕。それに伴つて前時代より行はれた家訓も亦、この時代には庶民の間に或る程度普及するに至つてゐるやうである〔二〇四一・二〇四二〕。

更にこの時代には爲政者が、法度、禁令の類を庶民に徹底せしめんが爲に、種々なる方法を講じてゐる。即ち高札を立てるとか〔二〇四三〕、掟書を作つてこれを讀ましめるといふ方法である。後者は五人組の制度を利用し、殆ど全国的に實施せられた。即ち五人組帳といふものを作つて、

それを普通一ヶ月に一度、尠くとも年二度位づゝ、全村民を庄屋方に集めて讀み聞かせたのである。〔二〇四四―二〇五一〕。蒙昧なる庶民を五常の道を以つて教化せんとする方法も、心學運動に刺戟せられて、種々なる形式に於いて發達した。その最も主なるものは民衆を集めて行ふ講談、訓話の方法である。神道講談の如きその著しき例であり〔二〇五二〕、一般にも相當行はれた〔二〇五三・二〇五四〕。其他この時代には講といふものが相當一般的に行はれてゐるが、その多くは教育的のものではなく、寺院に關係して僧の説法を聽聞するものが、僅に修養の役割を果してゐたに過ぎない〔二〇五五・二〇五六〕。尙ほ前に述べた五人組掟帳の中には、不行跡のものがあつた場合組員相互に意見を加ふべき旨規定してゐるものがある〔二〇五七〕。

慶長の頃始まつた軍書講釋〔二〇五八〕は、やがて民衆の娛樂として勃興して行つた〔二〇六四・二〇六六〕。初は演る場所も定まらなかつたが〔二〇六二〕、次第に寄場といふものが設けられ、そこで軍書講釋、昔咄、おとし咄、八人藝、手妻等が行はれる様になつた〔二〇五九―二〇六一〕。而して講釋などは流行と共に次第に興味本位に墮落して行つた〔二〇六三・二〇六五〕。平家琵琶も亦前代から引續いて行はれたが、戰國時代程一般的ではなかつたらしい〔二〇六七〕。



昭和十二年三月二十五日印刷

昭和十二年三月二十八日發行

東京市品川区上大崎長者丸二八四

### 國民精神文化研究所

電話高輪(44)

二九〇一  
二九〇八  
二二六〇

(共同印刷株式會社印刷)

終